

監査確認項目リスト(Compliance Criteria)

■注意事項■

- ・ この監査確認項目リストは、FLOCERTにより発行されるCompliance Criteriaをベースに、日本語翻訳を追記したものです。日本での適用を考慮し、日本語訳と英文との内容が異なる箇所がございます。
- ・ 日本での該当事業者がいない確認項目に関しては、日本語訳が記載されていない箇所があります。
- ・ 認証事業者の各役割に該当する項目は、表中の[Applicable for]の欄にてご確認ください。

<<各役割の適用項目>>

生産者にフェアトレード価格とプレミアムを支払う組織： ペイヤー

卸・製造組織： 製造・卸

ライセンス、小規模ライセンス： ライセンサー

- ・ 表中の[Criteria Type]は以下を指します。
Core: 一般項目
Major: 重要項目 ※不遵守が確認された時点で、認証が「一時停止」されることがあります。
VBP: 発展項目 ※実施されていなくても不遵守とはなりません

| Reference | GC No. | Applicable for. | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|------------------|----------|--------------------|--------------|----------------------|---------------|---|--|---|---|--------|---|
| 1 General | | | | | | 一般 | | | | | |
| 1.1 Right to | | | | | | 認証原料(製品)を取り扱うための資格 | | | | | |
| 1.1.1 | 1.1.0.01 | ベイヤー, 製造・卸, ライセンサー | ALL | | Major | 認証事業者は、認証原料(製品)の売買をするために、FLJから発行された有効な仮認証書(Permission to Trade)、または有効な認証書を保持していること。 | いいえ | | はい | | |
| 1.1.2 | 1.1.0.02 | ベイヤー, 製造・卸, ライセンサー | ALL | | Major | 認証事業者は、追加施設(保管倉庫、製造委託組織など)も含め、告知あり/告知なしの監査を受け入れること。その際、監査に関係するすべての施設を監査人に公開すること。また、監査のために従業員を適切に指導すること。及び、国際フェアトレード基準を遵守していることを示すために要求されたすべての情報を開示すること。 | 施設への立ち入りが拒否された。 | 提供された情報は、監査を完了させるのに不十分であった、または、ある特定書類、場所、インタビューを受け人へのアクセスが拒否された、または、遵守しているかを確認するのに必要な情報を提供する責任者が不在であった。 | 情報、サポート、サイトへのアクセスは監査を完了させるのに十分であった。 | | 監査のために適切な準備がされている。また、すべての要求書類、従業員、施設へのアクセスが提供された。さらに、監査人が自由に監査を行え、迅速に、また容易に遵守/不遵守が判断でき、機密インタビューも可能であった。 |
| 1.1.2 | 1.1.0.03 | ベイヤー | ALL | | Core | (輸入組織)認証事業者は、四半期ごとに、すべての取引において支払ったフェアトレード価格、もしくはプレミアムの報告をFLJに提出すること。 | 監査対象期間中に、報告書が提出されていない。 | 報告書が提出されたが、未報告の項目がある。または期限に遅れて提出された。 | 報告書は不備なく、期限内に提出された。 | | |
| 1.1.3 | 1.1.0.05 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | Major | (認証範囲に含まれていない施設には適用されない) 認証事業者に付随する、フェアトレードに関連する活動を行っている全ての製造委託組織、倉庫会社などがFLJに登録されていること。詳細はFLJウェブサイトに記載されている「認証・ライセンスの取得」をすること。 http://www.fairtrade-jp.org/license/5point/license.html また、「製造委託組織」として登録された組織が、製造委託組織の定義に該当していること。 | 認証原料(製品)を取り扱う、全ての製造委託組織、倉庫会社が、FLJに登録されていない。または、登録された製造委託組織が、製造委託組織の定義に該当していない。 | 認証原料(製品)を取り扱う、いくつかの製造委託組織、倉庫会社などがFLJに登録されているが、登録されていない組織もある。または、登録された製造委託組織が、製造委託組織の定義に該当していない。 | 認証原料(製品)を取り扱う、すべての製造委託組織、倉庫会社がFLJに登録されており、製造委託組織の定義に該当している。 | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|--|---------|---|-------------------------|--------|--------|
| 1.1.3 | 1.1.0.06 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | Core | <p>認証事業者は、自身が100%所有していないentities(倉庫会社、製造委託組織)と、次の事項について書面で合意がなされていること: 国際フェアトレード基準の遵守、FLJが各事業者の現地監査を行う権限を持つこと</p> <p>また、再委託がある場合にも上記事項に関して同意を得ること。</p> | 契約書が無い。 | 契約書に、要求された事項がすべて含まれていない。もしくは、いくつかの製造委託組織、倉庫会社と契約書が無い。 | すべての製造委託組織、倉庫会社と契約書がある。 | | |
| 1.1.4 | 1.1.0.07 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | Major | <p>認証事業者は、関係する産品に対しFLOCERTまたはFLJから認証又は仮認証を受けた生産者・認証事業者から、国際フェアトレード認証原料(製品)を購入していること。</p> | いいえ | | はい | | |
| 1.1.4 | 1.1.0.08 | ベイヤー, 製造・卸 | FSI Cotton | | Core | <p>(FSIコットン) 認証事業者は、FLOCERTから仮認証、認証又は検査を受けた生産者・認証事業者から、認証原料(製品)を購入していること。</p> | いいえ | | はい | | |
| 1.1.5 | 1.1.0.09 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | Core | <p>消費者向け包装をしていない、フェアトレードとして販売された原料(製品)は、FLOCERT、またはFLJによって発行された、取引される産品に対し有効な認証又は仮認証を有するトレーダーにのみ販売されている。</p> | いいえ | | はい | | |
| 1.1.5 | 1.1.0.10 | ベイヤー, 製造・卸 | FSI Cotton | | Core | <p>(コットン) (FSIに参加している事業者に適用) 消費者向け包装がされていないFSI調達コットンは、有効な監査を受けたトレーダーにのみ販売されている。</p> | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------|----------|------------------|--------------|----------------------|---------------|---|--|--|--|---|-------------------------|
| 1.1.6 | 1.1.0.11 | バイヤー | ALL | | Core | (生産者からの最初の購買者)(契約栽培組織から購入する場合には適用されない) 認証事業者は、認証原料(製品)を生産者の個人からではなく認証を受けた生産者組織から購入すること。もしくは、生産者の個人からしか購入することができないことを、各国・地域の法規制を用いて明らかにすること。または、生産者組織からの、個人メンバーとの取引の方が利点があることを示した書面での要求を示すこと。その際、認証事業者と生産者の契約において、トレーサビリティ、数量、価格、納品条件、支払い条件、請求方法が記載された契約があることを明らかにすること。 | 認証事業者は、なぜ生産者組合から購入することができないのか、という理由を示さずに、個人生産者から購入している。 | 契約書に記載されている内容が、本要求事項で要求されたすべての内容を含んでいない。 | 認証事業者は、個人生産者から購入しているが、本要求事項で要求されているように、なぜ生産者組合から購入できないのかという理由を示すことができる。 | ランク3に加え、認証事業者は、購入に関する書類のコピーを、組合に定期的に提供している。 | 認証事業者は、生産者組合からのみ購入している。 |
| 1.1.7 | 1.1.0.12 | バイヤー、製造・卸、ライセンサー | ALL | | Core | (前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者、及び/または、取引先のサプライヤー/バイヤーが認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証一時停止中の認証事業者は、新規のフェアトレード認証契約を結ぶことができない。または、認証一時停止中の貿易相手と、新規のフェアトレード契約を結ぶことはできない。 過去12カ月内に、1回以上取引があった貿易パートナーで、契約書がない場合、一時停止中に取引される数量は、その取引先と過去12ヶ月間取引された数量の50%までとする。 | 認証一時停止期間中に許可された契約の取引量を超えた取引をした、または、認証一時停止になった後、新規の認証原料(製品)に関する売買契約を締結した。 | | 認証一時停止期間中に許可された契約の取引量を超えた取引を行った履歴がなく、かつ、認証一時停止後、新規の認証原料(製品)に関する売買契約を締結した履歴がない。 | | |
| 1.1.7 | 1.1.0.13 | バイヤー、製造・卸、ライセンサー | ALL | | Core | (前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者、及び/または、取引先のサプライヤー/バイヤーが認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、認証一時停止期間中、存在するフェアトレード契約を履行しなければならない。 | 取引相手の同意なしに、契約を履行していない。 | | 契約を履行している。 | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|------------------------------------|----------|---------------------|--------------|----------------------|---------------|---|-----------------------|---|---|--------|---|
| 1.1.8 | 1.1.0.14 | ベイヤー、製造・卸、 ライセンス | ALL | | Core | (過去に認証を取消された事業者、もしくは、認証を取消された/取消されている取引先がある認証事業者にのみ適用) 認証事業者はフェアトレード契約があっても、認証を取消された日からフェアトレード認証製品の取引を中止しなければならない。 しかしながら、認証を取り消された日以前に取引された認証原料(製品)は、取り扱うことが出来る。 | いいえ | | はい | | |
| 1.1.9 | 1.1.0.15 | ベイヤー、製造・卸、 ライセンス | ALL | | Core | 認証事業者は、FLJへ担当者1人任命していること。任命された担当者は、連絡先詳細や認証に関わる情報に変更が生じた場合、FLJに速やかに報告していること。 | フェアトレードの担当者が任命されていない。 | 担当者は、フェアトレードの活動に関し社内で責任を負っていない、もしくは基準の順守を保证するための手段を持っていない、もしくは関連する情報をFLJに提供していない。 | はい | | |
| 1.2 Use of the Fairtrade trademark | | | | | | 認証ラベルの利用 | | | | | |
| 1.2.1, 1.2.2 | 1.2.0.01 | ベイヤー、製造・卸、 ライセンス | ALL | | Core | (最終包装製品及び半製品のパッケージ、その他広報物において、国際フェアトレード認証ラベル、または国際フェアトレード認証を参照している認証業者のみ適用する) 認証事業者は、国際フェアトレード認証製品とその他広報物における認証ラベルの使用、国際フェアトレード認証についての言及について、(使用する前に)FLJと有効な契約を締結していること。また、事前に記載内容についてFLJから承認を受けていること。 | 契約も締結されておらず、承認も受けていない | FLJまたは、Fairtrade Internationalと契約を締結しているが、すべて、又は一部の製品パッケージ、販促物等に関して承認を受けていない。 | 認証ラベルの使用に関して、契約を締結しており、かつすべての製品パッケージ、販促物に関して承認を受けている。 | | ランク3に加え、事業者がサプライチェーン内の製造組織で製品の包装している場合、認証事業者は承認を得た認証ラベル使用申請書のコピーを製造組織へ提出している。 |
| 1.2.2 | 1.2.0.02 | ライセンス | ALL | | Core | (ライセンスの製品を包装する製造組織にのみ適用) 認証事業者は、製品パッケージに関し押印された認証ラベル使用許可申請書、または製品申請書のコピーを有していること。 | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---------------------|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|--|---|--|---|--------|--|
| 1.2.3 | 1.2.0.03 | ライセンス | ALL | Coffee, Banana | Core | (コーヒー、バナナには適用されない)(国際フェアトレード原料調達制度に関する公表を行う認証事業者のみに適用) 製品パッケージ以外の認証原料調達に関する発表(調達量など)は、公に発表される前にFLJIによって承認されなければいけない。 | いいえ | | はい | | |
| 1.3 | | | | | | | | | | | |
| FLOCERT requirement | 1.3.0.01 | ベイヤ、製造・卸、ライセンス | ALL | | Major | 前回の監査で指摘された不遵守項目は全て是正されていること。 | 前回の監査で指摘された不遵守項目について、それを改善するための行動がなされていない。 | 改善する為の何らかの行動がとられたが、適用されるすべての基準を遵守している状態には至っていない。 | 監査で指摘された不遵守項目について、それを改善するための適切な行動がとられた。 | | ランク3に加え、認証事業者は原因分析をし、再発防止のための策を取っている。 |
| FLOCERT requirement | 1.3.0.02 | ベイヤ、製造・卸、ライセンス | ALL | | Core | (例外が適用された認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、例外申請をしているとともに、許可された例外事項を満たしていること。 | いいえ | | はい | | |
| FLOCERT requirement | 1.3.0.03 | ベイヤ、製造・卸 | ALL | | Core | (国際フェアトレード基準要求事項の遵守に関して、または認証原料(製品)に関して、苦情を受け取った認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、適用される、国際フェアトレード基準要求事項の遵守に関する全ての苦情やフォローアップ活動を、管理し記録すること。 また、これらの記録は、監査人が閲覧可能な状態にされていること。 | 苦情を受領したが、フォローアップ活動がなされておらず、記録として残されていない、もしくはそれらの記録が監査人が閲覧できる状態ではない。 | 苦情を受領した際の処理について、手順が記されている書類があるが、フォローアップ活動がなされておらず、記録として残されていない、もしくはそれらの記録を監査人が閲覧できる状態ではない。 | 苦情を受け取った際、その処理とフォローアップ活動について記された適切な書類がある。監査人は、それらの書類を閲覧できる。 | | 苦情処理の方法について手順書がある。また、苦情はその方法に従って処理されている。さらに、フォローアップ活動も含めて記録されており、監査人がそれらの記録を閲覧できる。 |
| FLOCERT Requirement | 1.3.0.04 | ベイヤ、製造・卸、ライセンス | ALL | | Core | (前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証が一時停止になった時点より、事業者はフェアトレード認証を受けていることを示唆する表記や広報物等の使用をしてはならない。 | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--------------------------|----------|------------------|--------------|----------------------|---------------|--|--|--|--|--------|--|
| FLOCERT Requirement | 1.3.0.05 | ライセンシー | ALL | | Core | (小規模ライセンス) 認証事業者は、FLJの小規模ライセンス定義に該当していなければならない。 ・ 製造組織かつ最終製品を販売するライセンスである。または最終製品を販売するライセンスである。 ・ 原料の原産国から国際フェアトレード認証原料・製品の輸入業務を行っていない。 ・ 他業者への国際フェアトレード認証原料(未完成品)卸売りを行っていない。 ・ 年間総売上高が1億円以下である | いいえ | | はい | | |
| FLOCERT Requirement | 1.3.0.07 | バイヤー、製造・卸、ライセンシー | ALL | | Core | 認証事業者は、押印されたFLJとの有効な認証契約を有していること。 | 認証契約なし。 | 認証契約はあるが、すべての事業者が締結してない。 | はい | | |
| moved | 1.3.0.10 | バイヤー、製造・卸、ライセンシー | ALL | | Core | 認証事業者は四半期報告書を提出すること(小規模ライセンスは1年に1回)。四半期報告で報告されている製造量、販売量は、管理システムに基づき適性に報告され、ライセンス料(該当する場合のみ)は適切に算出されている。 | いいえ | | はい | | |
| 2. Trade | | | | | | トレード | | | | | |
| 2.1. Traceability | | | | | | トレーサビリティ | | | | | |
| 2.1.1 | | | | | | 書類上のトレーサビリティ | | | | | |
| 2.1.1. | 2.1.1.01 | バイヤー、製造・卸 | ALL | | Major | 認証事業者は、追加施設(保管倉庫、製造委託組織など)とのやり取りを含め、販売と購入に関するすべての書類において(例:請求書、納品書、注文書など)、認証原料(製品)を「フェアトレード」として明確に識別すること。 | すべての書類において、フェアトレードに関する記載(例:「フェアトレード」もしくは類似した表現)が抜けている。 | フェアトレードに関する記載はあるが不十分である。つまり、すべての製品(原料)、すべての売買に関する書類に記載されていない。(例:「フェアトレード」や類似の表現は請求書に記載されているが、他の書類には使用されていない) | すべての書類において、フェアトレードに関する記載(例:「フェアトレード」もしくは類似した言葉)がある。(例:「フェアトレード」や類似の言葉は請求書に記載されており、他の書類でもそれらの言葉が見つげられる) | | フェアトレードに関する活動は記録され、随時その記録はマネジメントシステム(ERP)で更新されて管理されている。(つまり、すべての契約書、請求書、バランスシート、運送記録、梱包リストなどにおいて「フェアトレード」という言葉、もしくは類似した言葉が一貫して確認できる) |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------------------------------|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|---|---|--|--|--|---|
| 2.1.1. | 2.1.1.02 | バイヤー、製造・卸 | ALL | | Core | フェアトレードに関する書類には、トレースが可能であるように以下のことが記載されていること。 ・バイヤーとサプライヤー双方のFLO-IDと認証事業者名 ・取引日 ・売買時における認証製品(原料)の数量と物理的性状 ・フェアトレード価格、フェアトレード・プレミアム、前払いの詳細情報(該当する場合) | すべての情報が記載されていない。 | すべての、またはいくつかの取引きにおいて、売買に関する書類に要求されている記載事項が記載されていない。 | 監査時に、すべての詳細をトレースすることが可能である。(書類にFLO-IDが記載されていないなくても、データベースで確認できればよい) | すべての詳細情報はデータベースに保存され、フェアトレードとの関連付けがなされている。 | 詳細情報は、フェアトレードに関連付けられてデータベースに保存されている。かつ、常に最新の情報に更新されている。(売買に関する書類には、サプライチェーンすべてのにおける詳細が記載されている) |
| 2.1.1./FLOCERT requirement | 2.1.1.05 | バイヤー、製造・卸 | ALL | | Major | 認証事業者は、認証製品(原料)を非認証製品として販売する際、製品、パッケージまたは書類その他にある、フェアトレード製品であることを示す箇所を取り除き、消費者および取引先に、認証製品(原料)でないことを明確にすること。 | 「フェアトレード(Fairtrade)」や類似の表現が、非フェアトレード製品販売のすべての書類/包装などに記載されている。 | 請求書、製品パッケージ、製品から「フェアトレード(Fairtrade)」、もしくは類似の言葉は削除されたが、他の書類に関連語句がある、もしくは請求書に「フェアトレード」と表記されているものがある。 | 「フェアトレード(Fairtrade)」、もしくは類似の言葉が、すべての請求書、製品、製品パッケージ、かつ、他の購買書類から削除されている。もしくは、それができない場合は、バイヤーに対してフェアトレード認証製品でないことを明確に伝えている。 | | |
| 2.1.1./FLOCERT requirement | 2.1.1.06 | バイヤー、製造・卸 | ALL | | Core | 認証事業者は、通常の販売が、認証製品の販売と何らかの関係があるといったことを、直接的にも間接的にも示唆してはならない。 | 通常の販売と認証製品の販売とに何らかの関係があることが、直接的に示唆されている。 | | 通常の販売と認証製品の販売が関係しているという証拠が無い | | |
| Fresh Fruit 2.1.2(SPO), 5.1.2(HL) | 2.1.1.07 | 製造 | Oranges | | Core | (Oranges for juice) (Conveyor, exporter, processor) You keep records of the volumes of oranges for juice bought and processed from each producer organization, the date of delivery, and the quantity of orange juice sold. | Records of the volumes of Fairtrade oranges bought and processed from each producer organization are missing. | Records of the volumes of Fairtrade oranges bought and processed from each producer organization exist but are incomplete. | Records of the volumes of Fairtrade oranges bought and processed from each producer organization are available. Complete | | There is a management system in place that allows records to be always up-to-date and available upon request. Complete records as part of a |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-------------------|----------|-----------------|------------------|----------------------|---------------|--|--|---|--|---|--|
| Cane Sugar 2.1 | 2.1.1.08 | ペイヤー | Sugar, FSI Sugar | | Core | (Cane sugar) (Applicable to traders exporters and mills buying directly from individual farmers and if no national scheme exists) You keep delivery notes/tickets with the name of the individual cane producer, the producer organization of the individual cane producer, the volume, and the date of the delivery. You have requested confirmation of the volume of cane supplied by each producer (i.e. producer organization). In case you identify that individual cane producers deliver cane for more than one producer organization, you bring this to notice of the respective producer organizations. | 納品書と取引するさとうきびの量の情報が入手できない、もしくは完全に欠けている。 | 納品書と取引するさとうきびの量の情報が完全ではない、もしくは一部欠けている。 | 納品書と取引するさとうきびの量の情報が入手できる。 | 納品書と取引するさとうきびの量の情報が入手できる、かつ、明確に記載されている。 | 要求された書類やデータが常に入手でき、かつ、随時最新の情報が閲覧可能な管理システムがある。 |
| Seed Cotton 2.1.1 | 2.1.1.09 | ペイヤー、製造・卸 | FSI Cotton | | Core | (Seed cotton) (Applicable if you operate under the FSI model) You report information about your purchases and sales of equivalent volumes of Fairtrade cotton to the Fairtrade tracking system (Fair Trace). | Information about purchases and sales are not reported to Fair Trace, i.e. no reporting is done. | Information about purchases and sales are incomplete on Fair Trace, i.e. only some transactions have been reported OR the reports are incomplete. | Information about purchases and sales are reported on Fair Trace, i.e. all transactions are reported and is correctly reported | | Information about purchases and sales are always correctly reported on Fair Trace and deadlines are always met. Records include all other information specified in the template provided by Fairtrade. |
| 2.1.2. | 2.1.1.12 | ペイヤー、製造・卸 | ALL | | Core | 認証事業者は認証製品(原料)の全ての搬入、加工および販売に関する記録を保持すること。記録は、FLJ(認証機関)が認証製品(原料)の出荷から搬入まで遡って追跡できるようにされていること。 | 認証事業者は記録を残していない、もしくは、監査の時にそれらの記録が入手できない。かつ/もしくは、5%以上の過剰販売が予想される、もしくは、計算するシステムが無い。 | 認証事業者は記録を残しているが、記録に不備がある、もしくは、監査のときにすべてが入手できない。かつ/もしくは、1-5%の過剰販売が予想される。 | 認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。過剰販売は確認されず、万が一あった場合でも、予想される過剰販売は1%以下である。 | 認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。記録は適切になされている。記録は適切になされている。過剰販売はない。 | FLJが、変更点、関連するレシピと歩留まりを含むフェアトレード認証に関わる製品のアウトプットからインプットを、容易に遡ることが出来る管理システムがある。認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。認証製品と通常製品を混合しておらず、原料調達記録システムにもミスが無い。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|--|---|--|--|---|--|
| 2.1.2 | 2.1.1.13 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | Core | 追加施設(保管倉庫、製造委託組織など)は、認証事業者から受領および発送した全ての認証製品(原料)の数量を記録すること。物理的トレーサビリティが適用される場合には、記録は、FLJ(認証機関)が認証製品(原料)のアウトプットからインプットを遡って追跡できるように管理されていること。 | 追加施設は、記録を残していない、もしくは、監査のときにそれらが入手できない。かつ/もしくは、5%以上の過剰販売が予想される、もしくは、算出するシステムが無い。 | 追加施設は記録を残しているが、記録に不備がある、もしくは、監査のときにすべてが入手できない。かつ/もしくは、1-5%の過剰販売が予想される。 | 追加施設は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。過剰販売は確認されず、万が一あった場合でも、予想される過剰販売は1%以下である。 | 追加施設は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。過剰販売なし。追加施設は、受領した製品の記録と、生産者に贈り返した製品の記録を残している。 | FLJが、変更点、関連するレシピと歩留まりを含むフェアトレード認証に関わる製品のアウトプットからインプットを、容易に遡ることができる管理システムがある。追加施設は記録を保管し、監査の際に監査人が入手できるようにしている。記録は常に正確である。製品の混同はなくミスが無い。そして調達記録システムを遵守している。 |
| Added | 2.1.1.14 | ベイヤー, 製造・卸 | Sugar, Cocoa | | Core | (2018年1月1日より適用)(カカオ、さとうきび)売買に関する書類には、製品が物理的トレーサがとれたものか、マスバランスが適用されたものなのかを明記すること。 | 売買に関する書類(契約書、請求書、納品書など)に記載が全くなっている。 | | 売買に関する書類(契約書、請求書、納品書など)に明確に記載されている。 | | |
| 2.1.2 Physical Traceability Requirements | | | | | | 物理的トレーサビリティ | | | | | |
| 2.1.3 | 2.1.2.01 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | Major | (カカオ、さとうきび、ジュース、または茶を売買または加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織、金の調達プログラムの場合は、物理的トレーサビリティの実施を希望する場合のみ本項目は適用される)すべてのサプライチェーンの段階において、認証製品(原料)は非認証製品(原料)を物理的に分けて管理すること。認証製品(原料)は、非認証製品(原料)と混同しないこと。認証製品(原料)は、非認証製品(原料)とは分けて、輸送、保管、加工・製造及び納品されること。 | 認証製品と非認証製品が分けられていない。認証製品を分けて管理するシステムが無い、混同している。 | 認証製品と非認証製品が、明確に分けられていない、もしくは、一部分しか分けられていない。生産中に混同することが容易に起こり得る。 | 認証製品と非認証製品が分けられている。認証製品を分けて管理するシステムがある。 | ランク3に加え、原料(製品)を区別するマークがあり、認証原料と非認証原料とが明確かつ容易に識別できる。 | ランク4に加え、認証製品を追跡できる管理システムがある。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--------------|----------|-----------------|--------------------------------|----------------------|---------------|---|--|---|--|---|--|
| 2.1.4; 2.1.5 | 2.1.2.02 | ペイヤー、製造・卸 | ALL | | Core | (カカオ、さとうきび糖、ジュース、または茶を、売買または加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織の場合は、物理的トレーサビリティの実施を希望する場合のみ本項目は適用される) 取引に関連する記録や書類と共に、製品ロット番号や識別マークなどを用いて、すべての段階(例：保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱い)および販売時において、認証原料(製品)をフェアトレードとして識別できるようにすること。 | フェアトレード認証原料(製品)が、いかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証原料(製品)として識別されていない。書類、記録、製品に付与されている識別マークにおいて、認証原料(製品)と識別できるような言葉/ナンバーが表記されていない。 | 製品が、認証原料(製品)であると容易に判別できず、識別マークが明確に示されていない。また、識別マークが頻りに欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。 | すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類にフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確に、そして「フェアトレード」か、もしくは類似の言葉と共に記載されている。 | すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類にフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、かつ「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用されている。 | すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類にフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用され、かつ、販売者と買手の名前とFLO IDが明記されていること。認証製品を追跡できる管理システムがある。 |
| 2.1.6 | 2.1.2.03 | ペイヤー、製造・卸 | Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea | | Core | (カカオ、さとうきび糖、ジュース、茶)(物理的トレーサビリティを希望する場合のみ本項目は適用される) 認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティの基準を遵守している認証事業者から調達されていること。 これらの製品(原料)は、売買のとき、製品パッケージまたは請求書などの関連する書類上で物理的トレーサビリティを有する認証(原料)として識別されなければならない。 | いいえ | | 認証製品は、最低でも、製品ロット番号や請求書を通して認証製品の物理的トレーサビリティが識別できる。 | | 認証製品は、請求書と製品において、物理的トレーサビリティが識別できる。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------|----------|-----------------|---|----------------------|---------------|---|---|---|---|---|---|
| 2.1.7 | 2.1.2.04 | ベイヤー, 製造・卸 | Banana, Sugar, Cereals, Cocoa, Coffee, Dried Fruit, Dried Vegetables, Fresh fruit, Fruit Juice, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Tea, Fresh Vegetables | | Core | (金、花・植物、コットン、スポーツボールには適用しない) 認証事業者は、複合材料製品に、物理的トレーサビリティを有している原料と有していない原料を混合する場合、物理的トレーサビリティが要求される原料が物理的トレーサビリティの基準を遵守していることを確実にすること。 もし技術的な理由によりそれが不可能であった場合、認証事業者はFLJIにより例外の承認を得ていること。 | 物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を満たしていない。FLJIによって例外申請が承認されていない。認証原料と非認証原料を区別するシステムがなく、認証原料と非認証原料を混合している。 | 物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしていない。FLJIによって例外申請が承認されていない。生産過程において、認証原料と非認証原料との混合が容易に起こり得る状況である。 | 物理的トレーサビリティが可能な認証原料は、物理的トレーサビリティの要求を満たしている、もしくは、FLJIによって例外申請が承認されている。認証と非認証を区別するシステムはあり、小さいミスが起こり得る程度である。 | 物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。認証と非認証の製品があり、ミスは起こらない。 | 物理的トレーサビリティが可能な認証原料は、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。ミスなしに製品を追跡できる物理的トレーサビリティのシステムがある。すべての原料に対し、物理的トレーサビリティを実施する計画がある。 |
| 2.1.3 | 2.1.2.05 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | Major | (追加施設)(カカオ、さとうきび糖、ジュース、または茶を加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿織り以降の加工を行う組織、金の調達プログラムの場合は、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される) すべてのサプライチェーンの段階において、認証製品(原料)は非認証製品(原料)を隔離すること。 認証製品(原料)は、非認証製品(原料)と混同しないこと。 認証製品(原料)は、非認証製品(原料)とは分けて、輸送、保管、加工・製造及び納品されること。 | 認証製品と非認証製品が分けられていない。認証製品を分けて管理するシステムがなく、混同している。 | 認証製品と非認証製品が、明確に分けられていない、もしくは、一部分しか分けられていない。生産中に混同することが容易に起こり得る。 | 認証製品と非認証製品が分けられている。認証製品を分けて管理するシステムがある。 | 認証製品と非認証製品が分けられており、識別マークにフェアトレードの説明があり、容易に判別できる。認証と非認証の製品を区別するシステムがあり、ミスは起こらない。 | 認証製品と非認証製品が、常に正しく分けられている。識別マークにフェアトレードの説明があり、容易に判別できる。ミスなしに製品を追跡できる物理的トレーサビリティのシステムがある。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|---|---|---|--|---|---|
| 2.1.4 | 2.1.2.06 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | Core | (追加施設) (カカオ、さとうきび糖、ジュース、または茶を加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿織り以降の加工を行う組織の場合は、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される) すべての段階(例:保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱い)におけるフェアトレード製品に加え、関連する記録や書類上においても、製品につくロット番号や識別マークにより、認証原料(製品)をフェアトレードとして識別できること。 | フェアトレード認証製品が、いかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証製品として識別されていない。書類、記録、製品に付与されている識別マークにおいて、フェアトレード認証製品と識別できるような言葉/ナンバーが言及されていない。 | 製品が、認証製品であると容易に判別できず、識別マークが明確に示されていない。また、識別マークが頻繁に欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。 | すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、かつ「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用されている。 | すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用され、かつ、販売者と買い手の名前とFLO IDが明記されていること。(FLOCERTの契約相手だけでなく)いかなる認証事業者にも、認証製品だと識別できるための管理システムがある。 | すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用され、かつ、販売者と買い手の名前とFLO IDが明記されていること。(FLOCERTの契約相手だけでなく)いかなる認証事業者にも、認証製品だと識別できるための管理システムがある。 |
| 2.1.6 | 2.1.2.07 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | Core | (追加施設) (カカオ、さとうきび糖、ジュース、または茶を、加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿織り以降の加工を行う組織の場合、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される) フェアトレード製品を納品するときは、それがフェアトレード認証製品であることを明確に示すこと。 | フェアトレード認証製品として納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉で区別されていない。フェアトレードに関連する情報が完全に欠けている。 | フェアトレード認証製品として納品された製品は、常に「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。フェアトレードに関する情報が一部欠けている。 | フェアトレード認証製品として納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。 | フェアトレード認証製品として納品された製品は、常に「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。 | フェアトレード認証製品として納品された製品は、常に「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。ミスなく販売された製品を追跡できるシステムがある。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-------------------|----------|-----------------|---|----------------------|---------------|---|---|---|--|---|---|
| 2.1.7 | 2.1.2.08 | ベイヤー, 製造・卸 | Banana, Sugar, Cereals, Cocoa, Coffee, Dried fruit, Dried vegetables, Fresh fruit, Fruit Juice, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Tea, Fresh Vegetables | | Core | (追加施設) (金、花・植物、コットン、スポーツボールには適用しない) 認証事業者は、フェアトレード認証の複合材料製品を製造する際に、物理的トレーサビリティを有している原料と有していない原料を混合する場合、物理的トレーサビリティが要求される原料が物理的トレーサビリティの基準を遵守していることを確実にすること。 もし技術的な理由によりそれが不可能であった場合、認証事業者はFLJIに例外申請をしていること。 | 物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を満たしていない。FLJIによって例外申請が承認されていない。認証原料と非認証原料を区別するシステムがなく、認証原料と非認証原料を混合している。 | 物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしていない。FLJIによって例外申請が承認されていない。生産過程において、認証原料と非認証原料との混合が容易に起こり得る状況である。 | 物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。又は、FLJIによって例外申請が承認されており、追加施設はそのコピーを保有している。認証と非認証を区別するシステムはあり、ミスは起こらない。 | 物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。認証と非認証の製品を区別するシステムがあり、ミスは起こらない。 | 物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。又は、FLJIによって例外申請が承認されている。認証事業者は、例外を段階的に除去しようとしており、対象原料について物理的トレーサビリティの要求を応じるよう努力している。ミスなしに製品を追跡できる物理的トレーサビリティのシステムがある。 |
| 2.1.13 | 2.1.2.09 | 製造・卸, ライセンサー | ALL | Banana, Coffee | Core | (FSI) FSIに参加している認証事業者は、実際の調達量(物理的トレーサビリティが適用される場合)または、調達規模(マスバランスが適用される場合)に基づいて実績を公表すること。公表値は、過去の実績値に基づくこと。 | いいえ | | はい | | |
| 2.1.3 Mass | | | | | | マスバランス | | | | | |
| 2.1.8 | 2.1.3.01 | ベイヤー, 製造・卸 | Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage | | Major | (さとうきび糖、カカオ、フルーツジュース、茶を取り扱う組織、およびコットンFSI傘下で綿繰り以降の加工を行う組織)で物理的トレーサビリティを適用しない組織) マスバランスがポジティブであることを保証すること。 認証製品として販売された数量と、投入された認証原料の数量とが、加工時の歩留まりとロスを加味した上で同等であること -投入された認証原料(インプット)は、認証製品(アウトプット)が販売される前に購入されていること | マスバランスは繰り返しネガティブになっている。もしくは算出システムがない。予想される過剰販売が5%以上ある。 | 限られた状況で、マスバランスがネガティブになっている。予想される過剰販売が1-5%ある。 | マスバランスはポジティブである、もしくは特定の月でネガティブになりうるが、全体のバランスはポジティブである。 | マスバランスは常にポジティブで、容易に計算できる。予想される過剰販売は無い。 | マスバランスは常にポジティブで、容易に計算できる。マスバランスのワークシートは、随時更新されている。製品の混同がなく、調達記録システムのミスもない。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------|----------|-----------------|--|----------------------|---------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 2.1.10 | 2.1.3.03 | ベイヤー, 製造・卸 | Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage | | Core | (単一場所でのマスバランスに適用) (サトウキビ、カカオ、フルーツジュース、茶、コットンFSI傘下の綿織り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、認証製品が加工される同じ場所に輸送され加工されていること。 | いいえ | | はい | | |
| 2.1.11 | 2.1.3.04 | ベイヤー, 製造・卸 | Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage | | Core | (さとうきび糖、カカオ、フルーツジュース、茶、コットンFSI傘下の綿織り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、フェアトレード最終製品となる原料と同じ種類と品質でなければならない。 | いいえ | | はい | | |
| 2.1.12 | 2.1.3.05 | ベイヤー, 製造・卸 | Sugar | | Core | (Cane sugar) (Applicable if you sell white refined sugar under Mass Balance and mix or substitute cane sugar with beet sugar) You clearly indicate in your sales documentation that the sugar sold as Fairtrade is made from beet sugar or is a mix of beet and cane sugar. | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------|----------|-----------------|--|----------------------|---------------|---|--------|------------------------------------|--------|--------|--------|
| 2.1.12 | 2.1.3.06 | ベイヤー, 製造・卸 | Sugar, Cocoa | | Core | (2018年1月1日より適用) 認証事業は、グループマスバランスを導入する前に認証機関の許可を得なければならない。また、グループマスバランスに関係する拠点の変更がある場合にも、製造前に認証機関より許可を得なければならない。また、下記の条件に該当することを保証すること。 - All sites involved in GMB belong to the same group. - There is one central administration site where all relevant information on purchases and sales is available. - You have a system in place that centralizes Fairtrade purchase and sales information and enables verifying that the Fairtrade output sold by the group does not exceed the equivalent Fairtrade input purchased by the group. | いいえ | 承諾は得られているが、グループマスバランスの条件は満たされていない。 | はい | | |
| 2.1.10 | 2.1.3.07 | ベイヤー, 製造・卸 | Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage | | Core | (追加施設) (単一場所でのマスバランス) (さとうきび糖、カカオ、フルーツジュース、茶、コットンFSI傘下の綿織り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、認証製品が加工される同じ場所に輸送され加工されていること。 | いいえ | | はい | | |
| 2.1.11 | 2.1.3.08 | ベイヤー, 製造・卸 | Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage | | Core | (追加施設) (さとうきび糖、カカオ、フルーツジュース、茶、コットンFSI傘下の綿織り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、フェアトレード最終製品となる原料と同じ種類と品質でなければいけない。 | いいえ | | はい | | |
| 2.1.12 | 2.1.3.09 | ベイヤー, 製造・卸 | Sugar | | Core | (追加施設) (さとうきび糖) 追加施設が、フェアトレード認証のさとうきび糖を、甜菜糖を加工する設備と同じところで加工する場合、追加施設は、認証製品がビートシュガーで作られていないことを確実にすること。 | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--------------------------------|----------|--------------------|--------------|----------------------|---------------|---|---|---|--|--------|--|
| Cocoa 2.1.1 | 2.1.3.10 | ベイヤー, 製造・卸, ライセンシー | Cocoa | | Core | (カカオ) 認証事業者はカカオのマスバランスには、以下の転換率を使用すること。 ・カカオ豆1トン→カカオリカー0.82トン ・カカオリカー1トン→ココアバター0.5トンとココアパウダー0.5トン ・カカオ豆1トン→ココアバター0.41トンとココアパウダー0.41トン | 現在の転換率が適用されていない。 | 現在の転換率が適用されていない、もしくは完全に適用されていないが、認証事業者は変更する準備がある。 | 現在の転換率が適用されている、もしくは変更が終了した。 | | 現在の転換率が公表されてから、正しく適用されている。 |
| Sugar 2.1.3 | 2.1.3.11 | ベイヤー, 製造・卸, ライセンシー | Sugar | | Core | 認証製品に、遺伝子組み換え甜菜糖を使用してはならない。 | いいえ | | はい | | |
| | 2.1.3.12 | ベイヤー, 製造・卸 | Cocoa | | Core | (2018年1月1日より適用)(ココア) (マスバランス) 認証事業者は、認証原料(インプット)の購入より3年以内に認証製品(アウトプット)として同等の量を販売している。 | いいえ | | はい | | |
| | 2.1.3.13 | ベイヤー, 製造・卸 | Cocoa | | Core | (As of 01/01/2018) (Cocoa) (Applicable if you sell cocoa outputs with a claim regarding a specific category, status or origin) You have purchased the equivalent cocoa input with the same or higher specifications (standard vs. fine flavour; conventional vs. organic) and/ or from the same origin (as indicated in the purchase documentation). | No purchase of equivalent Fairtrade cocoa input OR the specifications regarding category, status and/ or origin do not match. | | The equivalent Fairtrade cocoa input has been purchased. | | |
| | 2.1.3.14 | ベイヤー, 製造・卸 | Cocoa | | Core | (As of 01/01/2018) (Cocoa) (Applicable in case of multi certification) If you purchase a certain volume of cocoa beans or semi-processed cocoa as "dual" or "multi-certified" under Fairtrade as well as under additional sustainability certification schemes, and sell it under a certification scheme other than Fairtrade, then you do not sell the same volume as Fairtrade certified cocoa. | There are clear indications that the same cocoa volume has been sold as Fairtrade. | | No indication that the same volume has been sold as Fairtrade. | | Rank 3 AND there is a system in place to make sure there are no multiple sales of certified product. |
| 2.2 Product composition | | | | | | 製品 | | | | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------------|----------|-----------------|--------------|---|---------------|--|---|--|---|--------|--------|
| 2.2.1 and 2.2.4 | 2.2.0.01 | 製造・卸、ライセンス | All | Flowers, Plants, FSP Gold, Cotton, FSI cotton, Sports Balls, FSI cocoa, FSI sugar, FSI Cotton after ginning stage, Gold & Precious Metals | Core | (食品の複合材料製品) (FSIIには適用しない) (金、花・植物、コットン、スポーツボールには適用しない) 複合材料原料、複合材料製品は、認証事業者が例外申請をし受理された場合を除いて、可能な限り多くの認証材料が使用されていること。 | 認証対象となっているいくつかの原料に対して、非認証原料が使用されており、例外申請が受理されていない。(認証対象となっている原料は、すべて認証原料を使用しなければならない) | ATCBルールがすべての製品に正しく適用されていない。すなわち、認証対象の製品であるが非認証原料を使用する場合、例外申請の承認がなされていないが、承認が得られていない。 | ATCBが適切に適用されている、もしくは、FLJIによって例外適用が承認されており、監査時に承認記録が閲覧可能である。 | | |
| 2.2.2 | 2.2.0.02 | 製造・卸、ライセンス | All | Flowers, Plants, FSP Gold, Cotton, FSI cotton, Sports Balls, FSI cocoa, FSI sugar, FSI Cotton after ginning stage, Gold & Precious Metals | Core | (食品の複合材料製品) (FSIIには適用しない) 食品の複合材料製品は最低でも20%以上の認証原料からできていること。 含まれている認証原料の重量(容量)割合の表示は、加工前の、すべての原料の総重量(総容量)との比率で表されること。 50%を超える水、もしくは乳製品が加えられた製品は、加えられた水もしくは乳製品を、計算から除外する。これは、濃縮還元ジュースにも適用される。しかし、フレッシュジュースには適用されない。 | いいえ | | はい | | |
| 2.2.3 | 2.2.0.03 | 製造・卸、ライセンス | All | Flowers, Plants, FSP Gold, Cotton, FSI cotton, Sports Balls, FSI cocoa, FSI sugar, FSI Cotton after ginning stage, Gold & Precious Metals | Core | (食品の認証製品) (FSIIには適用しない) 認証事業者は、国の法に抵触しない限り、小売向け製品の包装の裏に、フェアトレード認証原料の最低割合を表記すること。 | いいえ | | はい | | |
| Cotton 2.2.1 | 2.2.0.04 | バイヤー、製造・卸 | Cotton | | Core | (コットン) 認証製品に使用されるコットン製品は、認証生産者から調達されたコットンでなければならない。十分な量の認証コットン(Fairtrade cotton combers)が入手できない場合は、非認証コットンを20%まで使用して脱脂綿または化粧用パフ(cotton wool pads)を作ることができる。ただし、製造組織は使用した非認証コットンと同量の認証コットンを別途調達しなければならない。 上記ケースを適用する場合には、FLJIに通知すること。 | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--------------------------|----------|--------------------|--------------|--|---------------|---|-----------------------------------|---|--|---|---|
| FLOCERT requirement | 2.2.0.05 | ベイヤー, 製造・卸, ライセンサー | Cotton | | Core | (コットン)FLJから例外が承認されていない限り、コットン以外の材料を使用しているコットン製品は最低50%の認証コットンからできていること。 | いいえ | | はい | | |
| 2.2.5 | 2.2.0.06 | 製造・卸, ライセンサー | FSI ALL | Cotton, Gold & Precious Metals, Coffee, Banana | Core | (コットン、金を除くすべてのFSI対象製品) プログラムラベルが貼付されている製品は、対象原料が100%認証原料であるか(物理的トレーサビリティを適用する場合)、あるいは製品に使用されている原料の同等の量が認証原料として調達されていない(マスマランスを適用する場合; さとうきび糖、ココア、フルーツジュース、茶)。 | いいえ | | はい | | |
| Flowers and plants 1.4.1 | 2.2.0.11 | ベイヤー, 製造・卸, ライセンサー | Flowers | | Core | (花)フェアトレードとして販売されるすべての花および葉飾りは、認証されたものである。花束については、それらが利用できる限り多くのフェアトレード認証花と葉飾りが使用されていること。フェアトレードとして調達できない非認証の花や葉飾りは、茎の総数の50%を超えない本数だけ、フェアトレードの花束に使用することができる。 | いいえ | | はい | ランク3に加え、非認証の花はローカル調達されている。 | |
| 3 | | | | | | 生産 | | | | | |
| Production | | | | | | | | | | | |
| 3.1 Labour Rights | | | | | | 労働者の権利 | | | | | |
| 3.1.1 | 3.1.0.01 | ベイヤー, 製造・卸 | All | FSI Cotton after ginning stage | Core | (綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の労働法、基本的な国際労働機関(ILO)の協定を認識していること。 | 当該国の労働法、基本的な国際労働機関(ILO)の協定の認識がない。 | | 認証事業者は、自身に適用される労働法とILO協定が、企業内でのように認知されているかを示すことができる。 | ランク3に加え、認証事業者は適切な労働環境を保証するための指針と手順を備えている。 | ランク4に加え認証事業者は効果的に履行されていることを示すことができる。(例: 他のスキームによる社会的監査を受けている) |
| 3.1.1 | 3.1.0.02 | ベイヤー, 製造・卸 | All | FSI Cotton after ginning stage | Core | (綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 当該国の労働法、もしくはILO協定のどちらにも、違反の兆候が無いこと。 | 当該国の労働法、またはILO協定に常習的に違反している証拠がある。 | 違反している証拠がある。しかしながら認証事業者は、将来的に違反を避ける行動を実行した。 | 違反している証拠は発見されなかった。しかしながら、疑いのある兆候があるため、追加の監査を実施することが望ましい。 | 違反している証拠は発見されなかった。 | ランク4に加え認証事業者は効果的に規定や手順書を実施していることを示すことができる。または、他のスキームによる社会的監査を受けている。 |
| 3.2 | | | | | | 環境 | | | | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------|----------|-----------------|--------------|--------------------------------|---------------|--|----------------------------------|--|---|---|--|
| 3.2.1 | 3.2.0.01 | ベイヤー, 製造・卸 | All | FSI Cotton after ginning stage | Core | (綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の適用される環境法規を認識していること。 | 適用される環境法規に関し認識がない。 | | 認証事業者は、自身に適用される環境法が、企業内でどのように通知されているかを示すことができる。 | ランク3に加え、認証事業者は環境保護のための指針と手順を備えている。 | ランク4に加え認証事業者は効果的に履行されていることを示すことができる。(例: EMS) |
| 3.2.2 | 3.2.0.02 | ベイヤー, 製造・卸 | All | Plants | Core | (2018年1月1日よりすべての産品へ適用)(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、認証製品に、国際フェアトレードラベル機構より発行される危険物質リスト(Hazardous Material List) Red Listに掲載されている物質を使用しないこと。 認証事業者は、認証原料(製品)に使用された駆除剤の有効成分、製品名、適用された原料、標的にされた害虫名、また使用された物質がHMLのパート1(レッドリスト)、2(オレンジリスト)、3(イエローリスト)のどこに該当するかをリストにまとめ、定期的に更新しなければならぬ。 | 認証事業者は、認証製品に、禁止された物質を積極的に使用している。 | レッドリストに記載されている禁止物質は認証製品に使用されていない。しかしながら、認証製品に使用される殺虫剤リストがない。(または、完全ではない) | 危険物質リストのレッドリストに記載されているいかなる物質も、認証製品に使用されていない。また、認証製品に使用された殺虫剤の完全なリストがある。 | 危険物質リストのレッドリストに記載されているいかなる物質も使用されていない。また、認証製品に使用された殺虫剤の完全なリストがある。 | |
| 3.2.3 | 3.2.0.03 | ベイヤー, 製造・卸 | All | FSI Cotton after ginning stage | Core | (2018年1月1日より適用)(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない)(HMLのパート2オレンジリストに記載の物質を使用している認証業者のみ適用) -認証事業者は、HMLに記載された特定使用条件を満たしていること -次の場合に限り使用していること: i)害虫に農薬耐性ができてしまうことを防ぐ方法の一つとして ii)より有害でない農薬に変える場合 iii) Integrated Pest Management (IPM: 総合的有害生物管理)の一環としてiv) 無農薬対応を含む場合 -物質の使用を削減させる、又は中止させる計画を作成すること。その計画には以下を記載すること。対象物質の種類(学名、有効成分、有効成分の含有率、製品名)、使用量(単位面積あたり、あるいは%、ppmなどの散布濃度と年間の単位面積あたりの総散布量)、IMPの一環として他の無農薬での対応詳細を含む、使用の削減あるいは中止のためのアクションプラン。 | 承認を得ていない。 | 承認のための条件が満たされていない。 | 承認の条件において、逸脱している箇所が無い。 | | 例外の承認条件について認められたことを示すQMS文書がある。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|------------------------|----------|-----------------|--------------|--------------------------------|---------------|---|---|--|---|---|---|
| 3.2.4 | 3.2.0.04 | ベイヤー, 製造・卸 | All | FSI Cotton after ginning stage | VBP | (綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 土地の利用と、生物多様性、水の使用、エネルギーの使用(カーボンフットプリントを含む)、排水の流出、大気中への排出、廃棄物、有害物質そして異常措置に関して、認証事業者は、認証製品に關係する直接の環境への悪影響を理解し、最小限になるよう取り組む。 | 環境管理システムが整備されていない。 | | 環境管理システムが整備されている。 | | ランク3に加え、環境面について第三者から認証を受けている。 |
| 3.2.5 | 3.2.0.05 | ベイヤー, 製造・卸 | All | FSI Cotton after ginning stage | VBP | (綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、可能な限り、リサイクルされた又は容易に生分解する素材を製品パッケージに使用すること。 | リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージを使用するためのアクションがなされて。 | リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージが限定的に使用されているが、通常は使用されていない。 | リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージが、高い確率で使われている。 | | リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージを使用することがプログラムとしてあり、それが企業の指針となっている。 |
| 3.2.6 | 3.2.0.06 | ベイヤー, 製造・卸 | All | FSI Cotton after ginning stage | VBP | (綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、フェアトレードサプライチェーンの中で、カーボンフットプリントを削減するアクションをとること。 | カーボンフットプリントを削減するアクションが全く取られていない。 | | カーボンフットプリントを削減する段階が踏まれている、 | | ランク3に加え、削減できない段階まで、カーボン排出量を相殺している。 |
| 3.2.1 | 3.2.0.07 | ベイヤー, 製造・卸 | All | FSI Cotton after ginning stage | Core | (綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の適用される環境法規に対しいずれにも違反している兆候のないこと。 | 環境法規に常習的に違反している証拠がある。 | 違反している証拠がある。しかしながら認証事業者は、将来的に違反を避ける行動を実行した。 | 違反している証拠は発見されなかった。しかしながら、疑いのある兆候があるため、追加の検査を実施することが望ましい。 | 違反している証拠は発見されなかった。 | ランク4に加え認証事業者は効果的に規定や手順書を実施していることを示すことができる。または、他のスキームによる社会的監査を受けている。 |
| Flowers and Plants 4.4 | 3.2.0.08 | ベイヤー, 製造・卸 | Plants | | Core | (Plants) You take at least 20% of the volume of the growing media used for Fairtrade plants from alternative sources to peat. | No No efforts made to use alternative sources to peat. | Peat-free alternatives used are significantly less than 20%. | Yes At least 20% of the growing media used is peat-free. | RANK 3 AND the company has implemented measures towards further increasing peat-free growing media. | The company implemented a completely peat-free growing media. |
| Trader 3.2.2 | 3.2.0.09 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | Core | 農作物・製品に対し、消費国で許可され登録された合成物資のみを使用している。 | No | | Yes | | |
| 4 Business | | | | | | ビジネスと発展 | | | | | |
| 4.1 Contracts | | | | | | 契約 | | | | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|--|---|---|--|--------|---|
| 4.1.1 Fresh Fruit (SPO) 4.2.4, 4.2.2 | 4.1.0.01 | バイヤー | ALL | | Major | (支払者、コンペイヤー) フェアトレードプレミアム支払者とコンペイヤーは、トレーダー基準付 属文書1および関連する産品基準に定義されたそれぞれ役割を果 たすこと。もしくは、影響を受けるすべて当事者と合意の上、別の取 り決めをしてもよい。取り決めに関する書類は、FLJIに提出されてい ること。 | 認証事業者は、別の 取り決めを定めようと しているが、関係者の 合意を得られておら ず、書面での合意もな されていない。 | | トレーダー基準付属文 書1、または関連する 産品基準で定められ た役割を果たしてい る。もしくは、すべての 関係者と書面で合意 のもと、別の取り決め がなされ、書類がFLJ に提出されている。 | | すべての関係者の署 名とともに、別の取り 決めがなされた、か つ、FLJIに報告してい る。 |
| 4.1.2; 4.1.3 | 4.1.0.02 | バイヤー | ALL | Flowers, Plants | Major | (支払者とコンペイヤー)(花&植物には適用しない) 支払者とコンペイヤーは、生産者と(もしくはコンペイヤーと)認証原 料(製品)の購入において、契約を結ばなくてはならない。契約は産 業規制に則ったものであり、なおかつ下記項目を明確に記載すること。 ・合意された量 ・品質規格 ・価格の要求事項に従って確定した価格 ・フェアトレード価格とフェアトレードプレミアムの算出方法が透明性 を持つこと ・支払うべきフェアトレードプレミアムの合計(価格とは別に示されて いること) ・誰がフェアトレード価格とフェアトレードプレミアムを支払う責任をも つか ・支払形式は、透明でかつ追跡可能でなくてはならない ・価格とプレミアムの支払いが、フェアトレード価格テーブルで決めら れている通貨と異なる通貨で支払われる場合、使用される為替レ ートの日付 ・(該当する場合)前払いの条件と額 ・品質問題が発生した場合の手順 ・国際通商条件(Incoterms)を使用する際の納品条件 ・産品別基準に沿った支払い条件 ・「不可抗力条項」の定義又は記載 ・裁判権適用に関する合意 ・その他の紛争を解決するための解決の方法 ・双方の契約当事者は、同等の契約終了の権利をもつこと ・(ガーナ、コートジボワールからのココアを購入する場合)参照され た価格とフェアトレード最低価格の差額を支払うこと(該当する場合) | フェアトレード生産者、 またはコンペイヤーと の、購入契約書、また は認証原料(製品)の 売買契約書がない。 | 購入契約書、または フェアトレード製品の注 文書はあるが、それら の書類には不備があ る。 | 売買契約書、また認証 原料(製品)の注文書 はあるが、それらの書 類は生産者/コンペ イヤーから合意されて いない、もしくはどちら の署名もない。 | | 売買契約書、または認 証原料(製品)の注文 書があり、それらの書 類は生産者/コンペ イヤーから合意されて いる。もしくは、どちら の署名もある。 |



| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---|----------|-----------------|--|----------------------|---------------|---|---|--------------------------------|--|--------|---|
| Prepared and preserved Fruit and Vegetables, Fresh Fruit Fresh 2.3.1 (SPO), 5.3.1 (HL) Vegetables 2.1.1 (SPO), 5.2.1 (HL)CHEC K SEPARATI ON BETWEEN FRESH AND VEGETAB LES | 4.1.0.03 | ベイヤー | Dried Fruit, Dried Vegetables, Fresh Vegetables, Fresh Fruit | Pulses | Major | (支払者) (ドライフルーツ、乾燥野菜、豆類を除く生鮮野菜) フェアトレード支払者(ベイヤー)は、生産者との契約において、4.1.0.02 に加え以下の事柄を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> - 契約日 - 認証事業者のFLO IDナンバー - 契約に不可欠なものとしてのフェアトレードへの参照 - 契約有効期限 - 商品説明 - 認証製品の購入量(最低、最大量、または固定量) - 調達計画のリファレンス | フェアトレード生産者、または輸出組織と、売買契約書、または認証原料(製品)の注文書がない。 | 売買契約書、または注文書はあるが、それらの書類に不備がある。 | 売買契約書、または注文書はあるが、生産者から承認を受けていない、もしくは双方の署名がなされていない。 | | 書面での売買契約書、または注文書があり、生産者から書面での承認を受けている、もしくは双方の署名がなされている。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--|----------|-----------------|------------------------|----------------------|---------------|---|--|------------------------------------|---|--------|---|
| Fresh Fruit 4.1.1.(SPO), 5.2.1(HL) | 4.1.0.04 | バイヤー | Fresh Fruit, Banana | Wine grapes | Core | (支払者) (バナナを含む生鮮果物、ただしワイン用のぶどうを除く) 契約には、4.1.0.02に加えて下記の事柄を含めること。 - operator's FLO ID number - minimum volume to be purchased and delivered on a weekly basis for perennial fruits and on a seasonal basis for seasonal fruits and volume projection for the duration of the contract - description of how the system of orders will function (when and how weekly/ single orders are confirmed) - responsible party for product labelling - rules for dead freight - non-Fairtrade payment terms and price mechanism in case of short falling sales and quality problems for each product - if applicable, a reference to additional or special packing material and services and related costs not included in the Fairtrade minimum price (e.g. for "clusterbags" or "parafilm"). | 認証製品について、生産者と、もしくは輸出組織と締結した書面での売買契約書がない。 | 書面での売買契約書、または注文書はあるが、それらの書類に不備がある。 | 書面での不備のない売買契約書、または注文書はあるが、書面にてサプライヤーから承認を受けていない、もしくは双方の署名がなされていない。 | | 書面での不備のない売買契約書、または注文書があり、書面にてサプライヤーから承認を受けている、もしくは双方の署名がなされている。 |
| preserved | 4.1.0.05 | バイヤー | Coffee | | Core | (支払者、コンペイヤー) (コーヒー) (通常よりも遅い納品スケジュールの要請が生産者・輸出組織よりあった場合) 認証事業者は、認証事業者は通常よりも遅い納品スケジュールの要請があった場合、保管の費用、利息そして保険費用が認証事業者により支払われることを保証しなければならない。その詳細は契約書に記載されていること。 | (コーヒー) 認証事業者が通常よりも遅い納品スケジュールを要請した場合、保管の費用、利息そして保険費用が払われていない、かつ、その費用の詳細が売買契約書に記載されていない。 | | (コーヒー) 通常の場合よりも遅い納品スケジュールの要請があった場合について、保管の費用、利息そして保険費用と、合意された費用の詳細が売買契約書に記載されている。 | | |
| Fruit and | 4.1.0.06 | バイヤー | Coffee | | Core | (支払者) (コーヒー) (後決め価格契約のみに適用) 認証事業者は、価格設定が販売側(生産者)の意見に基づいて行われることを確実にすること。 収穫期間に、双方のリスクを管理する手段として生産者とコンサルテーションが行われない限り、価格を決定するためにストップ・ロス・オーダーを適用してはいけない。 | 価格がバイヤーによって決定される。 | | 価格設定について、販売者が価格を決定した証拠がある。又は、販売者が契約で定められた期間以内に価格を決定しなかった場合、購入者が価格を決定したという証拠がある。 | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-------------|----------|-----------------|-----------------|----------------------|---------------|---|--|--------|--|---|--------------------------------------|
| Vegetables | 4.1.0.07 | ベイヤー | Coffee | | Core | (支払者、コンベイヤー)(コーヒー)(ジャン決め価格契約のみに適用) 認証事業者がジャン決め価格契約を締結するのは、下記の条件に該当する場合に限る。 a) 決定価格での契約が有効でないオークションで購入する場合 b) 販売者が認証コーヒーの在庫がある時に契約に署名をする場合(例:即時運搬(購入契約に署名してから一か月以内のもの)、もしくは、契約に署名する前に、プレ出荷の許可を得たもの) c) 認証事業者と販売者の双方で書面によりその契約に合意した場合で、またリスクマネジメントの戦略として双方が合意した場合 | 3つの条件について、該当しているという書面の証拠がないにも関わらず、ジャン決め価格契約が締結されている。 | | 以下のジャン決め価格契約を適用する3つのうちの1つの証拠がある。 | | |
| , Fresh | 4.1.0.08 | ベイヤー | Coffee | | Core | (支払者、コンベイヤー)(コーヒー)(仲介人が利用された場合のみ適用)仲介人の利用が、販売者と買い手との間の契約の中に明示されていること。 | (コーヒー)仲介人が存在するという証拠はあるが、販売者と買い手の契約のなかに、そのことが明確に言及されていない。 | | (コーヒー)仲介人を介する売買契約書があり、そこには買い手と売り手についての言及がある。しかし、仲介人と買い手、もしくは仲介人と売り手の署名しされていない。 | (コーヒー)売り手と買い手の間に、売買契約書が存在する。かつ、仲介人について明確に言及されている。 | (コーヒー)三者間(売り手、買い手、仲介人)で署名した売買契約書がある。 |
| Fruit Fresh | 4.1.0.09 | ベイヤー | Coffee | | Core | (支払者、コンベイヤー)(コーヒー)(仲介人が利用された場合のみ適用) 契約において、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者は、仲介人の手数料を支払うこと。 | (コーヒー)仲介人の手数料が、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者によって支払われていない。 | | (コーヒー)仲介人の手数料が、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者によって支払われている。 | | |
| 2.3.1 | 4.1.0.10 | ベイヤー | Coffee | | Core | (支払者、コンベイヤー)(コーヒー)(仲介人が利用された場合のみ適用) 認証事業者は、仲介人の手数料がフェアトレード価格から引かれていないことを確実にすること。 | (コーヒー)仲介人の手数料が、フェアトレード価格から差し引かれている。 | | (コーヒー)仲介人の手数料が、フェアトレード価格から差し引かれていない。 | | |
| (SPO), | 4.1.0.11 | ベイヤー | Flowers, Plants | | Core | (支払者)(花および植物) 最終の発注は文書にて確認されること。 | 最終の発注が、文書にて確認されていない。 | | 最終の発注が、文書にて確認されている(例:メール)。 | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--------------------------------|----------|-----------------|------------------------------|----------------------|---------------|---|--|--------|--|--------|--------|
| 5.3.1 (HL) | 4.1.0.12 | ペイヤー | Soybeans | | Core | (支払者)(大豆) 生産者との契約書には、回避できないGMO混入に関し、該当する国内または国際基準の範囲内(いずれか厳しい方)である場合に限り認められること、またどちらの規定が適用されるかを明記すること。 | (大豆)生産者との契約書に、回避できないGMOの混入に関し、該当する国内または国際基準の範囲内(いずれか厳しい方)に限り許容されることが、売買契約書に記載されていない。またどちらの基準が適用されるかが明記に記載されていない。 | | (大豆)生産者との契約書には、回避できないGMO混入に関し、該当する国内または国際基準の範囲内(いずれか厳しい方)である場合に限り許容されることが、またどちらの規定が適用されるかについて明記されている。 | | |
| Vegetables | 4.1.0.13 | ペイヤー | Oranges | | Core | (支払者、コンペイヤー)(ジュース用オレンジ) 生産者と買い手の間の契約には、支払われる価格と、同等のオレンジジュースの価格を決定するために使用される計算を記載すること。 契約は、事前分析報告で示される歩留まりと、フェアトレードプレミアムを生産者に支払う組織に基づき、ジュース用オレンジの価格が示されなくてはならない。 | (ジュース用オレンジ)生産者と買い手の間の契約に、支払われる価格と、同等のオレンジジュースの価格を決定するために使用される計算が記載されていない。契約に、事前分析報告で示される歩留まりに従って、ジュース、ジュース用オレンジの価格が決定されることが記載されていない。 | | (ジュース用オレンジ)生産者と買い手の間の契約には、支払われる価格と、同等のオレンジジュースの価格を決定するために使用される計算を記載されている。契約は、事前分析報告で示される歩留まりに基づき、ジュース用オレンジの価格が決定されることが記載されている。 | | |
| 2.1.1 | 4.1.0.14 | ペイヤー | Oranges | | Core | (支払者)(ジュース用オレンジ) 利用できるのであれば、ジュース用オレンジの配送ごとに事前分析報告書が、契約書に添付されなくてはならない。加えて、その報告書は、果実の配送後7日以内に生産者に提供されなくてはならない。 | (ジュース用オレンジ)利用できるにも関わらず、ジュース用オレンジの配送ごとに事前分析報告書が、契約書に添付されていない。加えて、その報告書は、果実の配送後7日以内に生産者に提供されていない。 | | (ジュース用オレンジ)ジュース用オレンジの配送ごとに事前分析報告書が、契約書に添付されている。加えて、その報告書は、果実の配送後7日以内に生産者に提供されている。 | | |
| Herbs & herbal teas (HL) 5.3.1 | 4.1.0.21 | ペイヤー、製造・卸 | Herbs & Herbal Teas & Spices | | Core | (ドライハーブ)(労働者を雇用する農園で生産されたドライハーブを売買する場合に適用) これらのハーブの売買契約には、取引されるハーブがハーブティー製品のためだけに使用可能であることを記載すること。 | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---------------|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|--|--|-----------------------|--|--------|--|
| | 4.1.0.25 | バイヤー | ALL | | Core | (生産者からの最初の購入者)(契約書に記載された数量を供給/購入することができない例外的な、予測できない状況に至った場合に適用)すみやかに供給者に通知し、解決策を積極的に探すこと。 | サプライヤー/買い手から何も通知が無い。 | 通知はされたが、解決策は立てられていない。 | サプライヤー/買い手に、口述で(会議のなかで、もしくは電話で)通知がされた。かつ、契約の再交渉が行われた、もしくは解決策を積極的に探している。 | | 書面にてサプライヤー/買い手から通知がされた、かつ、契約の再交渉が行われた、もしくは解決策を積極的に探している。 |
| 4.1.8 | 4.1.0.26 | バイヤー、製造・卸 | All | Cocoa | VBP | (カカオには適用しない)認証事業者は、生産者に対して長期的なコミットメントをするか、もしくは、(供給者側が生産者と長期契約を結べるよう)供給者と長期的なコミットメントをすること。 | 長期的なコミットメント(二年以上)がされていない。 | | 二年以上の長期的なコミットメントが、書面で、生産者と、もしくはサプライヤーと直接されている。 | | ランク3に加え、継続的に長期的なコミットメントを履行している。 |
| 4.1.9 | 4.1.0.27 | バイヤー | ALL | | VBP | (支払者、コンベイヤー)生産者、価格・プレミアムの支払者、コンベヤーとの間に、三者間契約を締結すること。もしくは、コンベイヤーとフェアトレード支払者との間で締結した契約について、生産者と内容を共有すること。 | 生産者、価格・プレミアム支払者、コンベヤーとの間に、三者間契約を締結していない。もしくは、輸出入業者との契約について、生産者と内容を共有していない。 | | 生産者、価格・プレミアム支払者、コンベヤーとの間に、三者間契約を締結しているが、三者全員の署名がされていない、もしくは、輸出入業者との契約について、生産者と内容を共有している。 | | 生産者、価格・プレミアム支払者、コンベヤーとの間に、三者間契約を締結している。かつ、全員の署名がされている。 |
| Cocoa 4.5.2 | 4.1.0.32 | バイヤー、製造・卸 | Cocoa | | VBP | (ココア)(2017年10月より適用)複数年にわたるココアの調達に関する相互のコミットメントに基づいて、生産者との長期的なパートナーシップを約束すること。また、プレミアムの活用について情報に基づいた意思決定を生産者が行うために持続可能性優先度についてコミュニケーションをすること。 | No long term commitment in place and no communication about sustainability priorities. | | Written long-term commitment with producers for a period of 3 years (or more) in place and regular exchanges of sustainability priorities with | | Rank 3 and there is a tripartite partnership contract in place involving producers, buyers and brand owners. |
| Cocoa 4.1.1 | 4.1.0.33 | バイヤー | Cocoa | | Core | (Cocoa) (Payer, conveyor) You ensure that a reference on the market price, either New York (ICE FUTURES US) or London (ICE FUTURES EUROPE) is included in your contract with the producer (or the conveyor) unless official prices have been set by the national government. | No reference on the market price, if not set by the national government. | | Evidence (e.g. e-mails) that agreement on source of information but not included in contract. | | Written agreement on source of information in countersigned purchase contract. |
| 4.2 Price and | | | | | | フェアトレード価格・プレミアム | | | | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--------------|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|---|--|---|--|---|--|
| 4.2.1, 4.2.2 | 4.2.0.01 | バイヤー | ALL | | Major | (支払者、コンペイヤー) 少なくとも、関係する市場価格、または、価格データベースによって決められたフェアトレード最低価格のうち高価な方を、生産者(またはコンペイヤー)に支払うこと。 | フェアトレード最低価格以下の、もしくは関係する市場価格以下の支払いがされている。 | 生産者から購入する製品の価格は、適切なフェアトレード最低価格(または市場価格)に基づいて計算されているが、実際に生産者に支払われる価格は、地方市場価格以下である。 | フェアトレード最低価格の支払いもしくは関連する市場価格(どちらか高価な方)が支払われている。 | | |
| 4.2.1 | 4.2.0.02 | バイヤー | ALL | | Core | (支払者、コンペイヤー) 市場価格の情報源について、生産者と合意すること。可能であれば、産品別基準で示されている市場価格の参照を使用すること。 | 購入者と生産者間で、市場価格の情報が共有されていない。 | | 市場価格の情報源が、定期的に共有され合意されている証拠書類(メールなど)がある。 | | ランク3に加え、書面での市場価格の情報源について合意した双方の署名のある売買契約、もしくはサプライヤーから承認を得ことを示す書面での発注書がある。 |
| 4.2.1 | 4.2.0.03 | バイヤー | ALL | | Core | (支払者、コンペイヤー) もし認証原料(製品)に対して支払う価格が、関係する市場価格から著しく逸脱している場合、理論的根拠又は理由を提出することができる。 | 市場価格から著しく逸脱している理論的根拠又は理由を提出できない。 | 支払う価格が関係する市場価格から著しく逸脱していることについて、適切な理論的根拠又は理由を提出できない。もしくは、生産者から合意を得ていない。 | 支払う価格が関係する市場価格から著しく逸脱していることについて、理論的根拠又は理由がサプライヤーに提出されている(例:メールなど)、かつ、それは適切である。 | | サプライヤーに、双方の署名がなされた売買契約書、もしくは、サプライヤーから承認を得た発注書に、理論的根拠又は理由が記されている。かつ、それは適切である。 |
| 4.2.2 | 4.2.0.04 | バイヤー | ALL | | Major | (支払者) 最低価格について、品質に対しての値引きをしてはならない。フェアトレード最低価格は、文字通り最低である。 | フェアトレード最低価格より支払が低い。 | 最低価格の支払いについて、品質に対しての値引きがされている。 | 最低価格の支払い、かつ、品質に対する値引きがされていない。 | | 最低価格の支払いかつ、高品質のものに上乗せの支払いがされている。 |
| 4.2.2 | 4.2.0.05 | バイヤー | ALL | | Core | (支払者) 新しいフェアトレード最低価格は、価格データベースで示されている適用日以降に締結される契約より適用される。その日以前に締結された契約は、契約書で決められた価格が守られる。 | 価格データベースに示された適用日以降に結ばれた契約において、新しいフェアトレード最低価格が適用されていない。 | 新しいフェアトレード最低価格が、価格データベースに示された適用日以降に結ばれたいくつかの契約に適用されているが、すべてではない。 | 新しいフェアトレード最低価格が、価格データベースに示された適用日以降に結ばれたすべての契約に適用されている。 | 新しいフェアトレード最低価格が、新しい価格が公表された後、しかし価格データベースに示された適用日以前に結ばれた契約のうち、いくつかの契約に適用されている。 | 新しいフェアトレード最低価格が、新しい価格が公表された後、しかし価格データベースに示されている適用日以前に結ばれた契約のすべてに適用されている。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--------------|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|--|---|--|--|--|---|
| 4.2.3, 4.1.3 | 4.2.0.06 | バイヤー | ALL | | Core | (支払者) (フェアトレード価格の差異を計算する際、コンペイヤーに適用される) (ガーナまたはコートジボアールからカカオを購入する場合、オレンジジュース用オレンジには適用されない) 購入しようとする価格に対し、フェアトレード最低価格がサプライチェーンの中の異なるレベルで設定されている場合 (異なる製品形状、異なる取引条件)、状況に応じてフェアトレード最低価格を調整する。計算方法は透明性を持ち、かつ、実際のコストを反映させること。 | フェアトレード最低価格がサプライチェーンの中の異なるレベルで設定されているにも関わらず、調整がまったくされていない。 | 最低価格に関する調整がされているが、計算方法は透明性を持ち、実際のコストを反映していない。 | 最低価格が調整されている、かつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストを反映している。さらに、計算方法について、サプライヤーと書面で (例: メールにて) 合意している。 | 最低価格が調整されている、かつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストを反映している。さらに、計算方法について、双方の署名が入った購入契約書、またはサプライヤーに確認を受けた発注書において合意している。 | 最低価格が調整されている、かつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストを反映している。さらに、計算方法について、双方の署名が入った購入契約書、またはサプライヤーに確認を受けた発注書において合意している。 |
| 4.2.3 | 4.2.0.07 | バイヤー | ALL | | Core | (支払者) 生産者がフェアトレード最低価格に含まれていない追加コストのかかる責任を有している場合 (例: バッキング)、フェアトレード最低価格を計算する際にそれらのコストを考慮すること。適用されるフェアトレード最低価格は、フェアトレード最低価格に生産者が責任をもつコストを加えたものになる。 | 最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されていない。 | 最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている。しかし、計算方法は計算方法は透明性を持つものの、実際のコストが反映されていない。 | 最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている。なおかつ、計算方法は計算方法は透明性を持ち、実際のコストが反映されている。 | 最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている。さらに、計算方法は、サプライヤーと書面で (例: メールで) 合意されている。 | 最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている。なおかつ、計算方法は、双方の署名がされた購入契約書、またはサプライヤーの承認を受けた発注書において合意されている。 |
| 4.2.4 | 4.2.0.08 | バイヤー | ALL | | Core | (支払者) (生産国内で販売するために生産者から認証製品を購入する場合) 少なくともEx Works条件のフェアトレード最低価格を支払うこと (もし存在する場合)。FOB条件のフェアトレード最低価格が存在しない場合、生産者が販売するレベルでのフェアトレード最低価格を算出するために、実際の輸送と輸出コストを価格から減額することができる。 | Ex Works条件のフェアトレード最低価格以下の支払いがされている、または、FOB条件のフェアトレード最低価格の支払いであるが、実際の輸送と輸出コストを価格から減額する際の計算が、透明性がなく、実際のコストを反映していない。 | | Ex Works条件のフェアトレード最低価格での支払い、もしくは、FOB条件のフェアトレード最低価格の支払いで、実際の輸送と輸出コストを価格から減額する際の計算が、透明性を持ち実際のコストを反映している。 | | ランク3に加え、認証製品に付けられた価格が、常に、適切なフェアトレード価格より上回っている。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|------------|----------|-----------------|-------------------------|----------------------|---------------|---|--|--------|--|--------|---|
| 4.2.5 | 4.2.0.09 | ベイヤー | ALL | | Core | <p>(支払者)(生産者から加工された原料(製品)を購入する場合で、フェアトレード最低価格の設定が原産品しか存在せず、加工原料(製品)には設定が無い場合)</p> <p>加工された原料の価格を算出する際に、生産者の加工コストと生産の歩留りを考慮すること。この価格には、少なくともすべての認証原料(製品)のフェアトレード最低価格と加工コストが含まれていること。</p> | <p>生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されていない、かつ、すべての認証原料(製品)の価格と加工コストの価格が、最低価格を上回っていない、もしくは加工された形状のフェアトレード最低価格が適用されていない。</p> | | <p>生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されている、かつ、すべての認証原料(製品)の価格と加工コストの価格が最低価格を上回っている、もしくは、加工された形状の正しいフェアトレード最低価格が適用されている(該当する場合)。</p> | | <p>ランク3と、生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されている、かつ、すべての認証原料(製品)の価格と加工コストの価格が最低価格を上回っている。さらに、計算方法について双方の署名がなされた購入契約において、もしくはサプライヤーの承認を受けた発注書において合意がなされている。</p> |
| Nuts 4.3.6 | 4.2.0.12 | ベイヤー | Cashew Nuts from Africa | | Core | <p>(支払者)(生産国での最初の購入者)(アフリカ産のカシューナッツ)(フェアトレード最低価格が、市場価格より高い場合に適用)</p> <p>買い手は購入したナッツの80%以上に対して、フェアトレード最低価格を支払うこと。その残りの量(フェアトレードとして購入した合計量のうち最大でも20%)は、市場価格で取引してもよい。80%以上のナッツ(あるいは、そこからとれる種子)をフェアトレード認証製品として売る場合、フェアトレード最低価格と市場価格の差を、フェアトレードとして販売された数量に応じて、生産者に支払うこと。</p> | いいえ | | はい | | |
| Nuts 4.3.6 | 4.2.0.13 | ベイヤー | Cashew Nuts from Africa | | Core | <p>(支払者)(アフリカ産のカシューナッツ)</p> <p>生のカシューナッツを輸入する場合、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格のうち高い方を支払うこと。また、購入した生のカシューナッツのすべてに対し、プレミアムを支払わなくてはならない。</p> <p>さらに、フェアトレードとして販売された種子の輸送や加工コストが差し引かれたFOB相当価格が、支払われる生のカシューナッツのフェアトレード最低価格のより高くなる場合、その差額を生産者に支払うこと。</p> | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-------------------|----------|-----------------|-------------------------|----------------------|---------------|---|---|--------------------------|--|--------|--------------------------------------|
| Fresh Fruit 4.3.1 | 4.2.0.14 | ベイヤー | Oranges | | Core | (支払者、コンペイヤー) (ジュース用オレンジ) 認証事業者は、準備段階での分析報告の歩留まりに従って、(FCOJ またはNFCで、輸入業者に何が販売されたかによる)ジュースの量と同等の価格を、生産者に支払うこと。 | 準備段階での分析報告の歩留まりに従った、ジュースの量と同等の価格を支払っていない。 | | 準備段階での分析報告の歩留まりに従って、ジュースの量と同等の価格を支払っている。 | | |
| 4.2.7; 4.1.3 | 4.2.0.16 | ベイヤー | ALL | | Major | (支払者) 認証事業者は、関係する生産者(もしくは、コンペイヤー、該当する場合にはフェアトレードプレミアム委員会)に、購入した認証原料(製品)の価格に上乗せして、フェアトレード価格リストで定められたフェアトレードプレミアムを支払うこと。プレミアムはいかなる値引きをしてはならない。 | フェアトレードプレミアムの支払いがされていない。 | フェアトレードプレミアムの支払いが不十分である。 | フェアトレードプレミアムの支払いが完全にされている。 | | 設定価格より高額のフェアトレードプレミアムの支払いが、完全にされている。 |
| 4.2.9 | 4.2.0.19 | ベイヤー | ALL | | Core | (支払者) 生産者から加工原料(製品)を購入する場合で、個々の原料のプレミアムしか決められていない場合、適用されるプレミアムはすべての認証原料のプレミアムの合計になる。 | フェアトレードプレミアムの支払いが、すべての認証原料のプレミアムの合計になっていない。 | | フェアトレードプレミアムの支払いが、すべての認証原料のプレミアムの合計になっている。 | | |
| Nuts 4.3.6 | 4.2.0.20 | ベイヤー | Cashew Nuts from Africa | | Core | (支払者)(生産国内での、生産者からの最初の購入者)(アフリカ産のカシューナッツ) 認証事業者は、フェアトレードプレミアムを支払うにあたって、その額がナッツの購入量の80%以下であってはならない。もし、80%以上のナッツ(またはそこからとれる種)をフェアトレード製品として販売する場合、販売するフェアトレード製品の量に応じて、フェアトレードプレミアムを生産者に支払うこと。 | いいえ | | はい | | |
| Fresh Fruit 4.3.1 | 4.2.0.21 | ベイヤー | Oranges | | Core | (支払者)(ジュース用オレンジ) FOBの場合のオレンジジュースのフェアトレードプレミアムは、生産者組織がジュース用オレンジを販売するときのフェアトレードプレミアムが適用される。フェアトレードプレミアムは、製造業者や輸出業者が販売するオレンジジュースの合計量に基づいて、生産者組織に、FOBのオレンジジュースとして支払われること。 | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|--|----------------------|--|--|--------|--|
| Prepared and preserved Fruit and Vegetables (4.3.1) | 4.2.0.26 | ペイヤー | Dried Fruit | | Core | (支払者)(契約生産組織から調達された、有機と一般の乾燥アプリコットのみに適用) Ex Worksレベルの価格は、プロモーション組織に払われる、認証にかかるコスト(一般生産で1kgあたり0.01英ポンド、有機生産で1kgあたり0.03英ポンド)を含むこと。 認証にかかるコストは、各生産者に払われる価格から差し引かれること。すなわち、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格の高額な方から、差し引かれること。 | いいえ | | はい | | |
| Nuts 4.3.2 | 4.2.0.27 | ペイヤー | Nuts | | Core | (支払者)(パキスタンの契約生産組織から調達された、アーモンド、アプリコットの種、くるみにのみ適用)EX Worksレベルの価格は、プロモーション組織に払われる認証コスト(コンベンショナル1kgあたり0.01英ポンド、有機で1kgあたり0.03英ポンド)を含むこと。 認証にかかるコストは、各生産者に払われる価格から差し引かれること。すなわち、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格の高額な方から、差し引かれること。 | いいえ | | はい | | |
| Sugar 4.4.4 | 4.2.0.32 | ペイヤー | Sugar | | Core | (Payer) (Applicable when payment of premium is made to multiple producers supplying the same mill.) You pay the premium according to the information provided by the mill/exporter. | Premium is not paid. | Premium payment is made but not according to the information provided. | Premium payment is made according to the information provided. | | RANK 3 AND the company proactively requests the necessary information if not directly provided by the mill/exporter. |
| Product Standards | 4.2.0.33 | ペイヤー | All | | Major | (支払い者)セカンダリープロダクトとその派生品の価格が取り決められ、加えて決定価格の15%がプレミアムとして支払われていること。 | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---|----------|-----------------|-----------------------------|----------------------|---------------|---|---|---|--|---------------------------------|---|
| Cocoa 4.2.2 | 4.2.0.35 | ベイヤー | Cocoa | | Core | (Payer, conveyor) (Cocoa) (Applicable for purchases from Ghana and Ivory Coast) You pay the producer the difference between the Fairtrade Minimum Price and the market price reference (for conveyors: received from the payer) in case the market reference price (as per the Cocobod or CCC) is below the Fairtrade Minimum Price. | No payment of price differential in case the Fairtrade Minimum Price is higher. | | Payment of price differential in case the Fairtrade Minimum Price is higher. | | |
| 4.3 Timely payment | | | | | | タイムリーな支払い | | | | | |
| Cane Sugar 4.3.2, 4.1.2; Cocoa 4.3.6; Coffee 4.3.7, Honey 4.1.1 | 4.3.0.02 | ベイヤー | Sugar, Cocoa, Coffee, Honey | | Core | (支払者) 認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンベイヤー)に、価格、且つ/またはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - (さとうきび、はちみつ) 所有権の移行を示す書類の受領後、30日以内 - (レトロ認証のさとうきび糖) (フェアトレードプレミアム) 生産者と四半期毎の支払について合意されていない場合、フェアトレード支払者がレトロ認証の詳細を生産者に通知した後、30日以内。 - (カカオ、コーヒー) 所有権の移行を示す書類の受領後、15日以内 | 規定された期限内に支払がない。 | 規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは規定の期限内に支払われなかったことが二回以上ある。 | 規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、規定の期限内に支払われなかったことが二回以下である。 | 規定された期限内に、すべての取り引きについて支払いがなされた。 | すべての取り引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。 |
| Tea 4.3.3, 4.1.1 | 4.3.0.03 | ベイヤー | Tea | | Core | (支払者) 認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンベイヤー)に、価格、且つ/またはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - 所有権の移行を示す書類の受領後、30日以内 - (オークションで茶を購入した場合) 四半期ごと。 - (フェアトレードプレミアム) 生産者と合意した場合、請求書を受領した、もしくはレトロ認証事前通知書を確認した月の翌月末まで。 | 規定された期限内に支払がない。 | 規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは規定の期限内に支払われなかったことが二回以上ある。 | 規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、規定の期限内に支払われなかったことが二回以下である。 | 規定された期限内に、すべての取り引きについて支払いがなされた。 | すべての取り引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---|----------|-----------------|------------------|----------------------|---------------|---|-----------------|---|--|---------------------------------|---|
| Fresh Veg (HL) 5.5.1; Fresh Veg (SPO) 4.3.2-4.3.4; Prep./Pres. Fruit/Vegetables 4.3.4-4.3.7 (SPO), 5.5.2-5.5.3 (HL) | 4.3.0.04 | ベイヤー | Fresh Vegetables | | Core | (支払者) 認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンベイヤー)に、価格、且つ/またはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - (豆類を除く、ExWorksの野菜(SPO)) 製品が配送されて7日以内 - (ExWorksの野菜(HL)) 生産物を受け取ったとき - (豆類) 生産物を受け取ったとき - (FOBの野菜) 輸入業者が受け入れたならば、荷着港での検査が終わってから7日以内。もしくは、契約書で定められたように、所有権の移行を示す書類を受け取った後15日以内。 - (乾燥野菜) 輸入業了承した場合、荷着港での検査が終わってから7日以内 | 規定された期限内に支払がない。 | 規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは規定の期限内に支払われなかったことが二回以上ある。 | 規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、規定の期限内に支払われなかったことが二回以下である。 | 規定された期限内に、すべての取り引きについて支払いがなされた。 | 規定された期限内に、すべての取り引きについて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。 |



| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--|----------|-----------------|--|----------------------|---------------|---|-----------------|---|--|---------------------------------|---|
| Fresh Fruit (SPO) 4.3.3 4.3.1 4.3.2; 4.3.4 4.3.5: 4.3.6 & Fresh Fruit (HL) 5.4.8, 5.4.9, 5.4.11, 5.4.12 | 4.3.0.05 | ベイヤー | Banana, Dried Fruit, Fresh Fruit, Fruit Juice, Wine grapes | | Core | <p>(支払者) 認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンベイヤー)に、価格、かつまたはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> - (生鮮果物 FOB、ただし ワイン用ぶどうを除く) 仕向港での出荷リリース後15日以内。 - (農場出荷の生鮮果物、ただしワイン用ぶどうを除く) 国内法規がこれより短い支払期間を要求しない場合、製品が納品されてから15日以内 - (ワイン用ぶどう) (価格) 産業規制に従っている生産者から購入した、加工済、あるいは未加工のワイン用ぶどうを購入して、6ヶ月以内 - (ワイン用ぶどう) (フェアトレードプレミアム) 生産者から購入した、加工済あるいは未加工のワイン用ぶどうを購入して、60日以内 - (ジュース用オレンジ) 生産品を受け取って30日以内 - (ドライフルーツ) 輸入業者が了承した場合、荷着港の検査が終わってから7日以内 - (ExWorksのフルーツジュース) 製品を受け取ったとき - (FOBのフルーツジュース) 荷主が変更された書類を受け取った後、30日以内 | 規定された期限内に支払がない。 | 規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは規定の期限内に支払われなかったことが二回以上ある。 | 規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、規定の期限内に支払われなかったことが二回以下である。 | 規定された期限内に、すべての取り引きについて支払いがなされた。 | 規定された期限内に、すべての取り引きについて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--|----------|-----------------|---|----------------------|---------------|--|--------------------------------|---|--|---------------------------------|---|
| Sports balls 5.5.6; Herbs & Spices 5.5.6, 5.5.7 (HL), 4.3.6-4.3.7 (SPO); Flowers and Plants 5.5.4; Cereals 4.2.1 4-3.2; Fiber Crops 4.3.3; Honey 4.3.1; Nuts 4.3.4-4.3.5 | 4.3.0.06 | ベイヤー | Cereals, Cotton, Flowers, Plants, Herbs & Herbal Teas & Spices, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Sports Balls | | Core | (支払者) 認証事業者は、フェアトレード認証商品に対して、生産者に(該当する場合にはコンベイヤーに)、価格、かつまたはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 一(ExWorksの米、コットン、ハーブ、ハーブティーと香辛料、ナッツ、オイルシード) 製品を受け取ったとき。 一(FOBのナッツ、オイルシード、果物、ハーブ、ハーブティーと香辛料、花と植物) 荷主が変更された書類を受け取った後、15日以内 - (スポーツボール、キヌア) 所有権の移行を示す書類を受け取った後、30日以内 - (アフリカ産のカシューナッツ) 生産品を受け取ってから30日以内 -- (花と植物) 所有権の移行を示す書類受領後30日以内。 | 規定された期限内に支払がない。 | 規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは規定の期限内に支払われなかったことが二回以上ある。 | 規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、規定の期限内に支払われなかったことが二回以下である。 | 規定された期限内に、すべての取引引きについて支払いがなされた。 | すべての取引引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。 |
| Coffee 4.3.8 | 4.3.0.10 | ベイヤー | Coffee | | Core | (支払者とコンベイヤー)(コーヒー)(国際フェアトレード基準で定められた支払期日を過ぎた場合にのみ適用) 認証事業者は、遅くとも支払日の一週間前までに、契約書で定められたフェアトレード支払日より遅れる可能性があることを、速やかに知らせること。 | いいえ | | はい | | |
| FLOCERT Requirement (Cereals and Fibre Crop) | 4.3.0.11 | ベイヤー | Cotton, Cereals | | Core | (支払者)(米、コットン)(国際フェアトレード基準で定められたタイムラインの期間内に、フェアトレード価格とフェアトレードプレミアムが支払われていない場合のみ適用) 認証事業者は、価格とプレミアムの支払いが、購入から15日間以内に行われない場合、先に製品を購入し15日間以上保管することが必要であったことを証明すること。 | 支払いの遅延について、書面でその正当な理由が示されていない。 | | 支払いの遅延について、書面でその正当な理由が示されている。 | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|---|--|--------|--|--------|--|
| FLOCERT Requirement (Fresh Fruit, excluding banana and wine grapes) | 4.3.0.16 | ペイヤー | Fresh Fruit | Banana, Wine grapes | Core | (支払者)(生鮮果物)(バナナとワイン用ぶどうには適用しない)もし、フェアトレード支払者が、生産者に明確な文書を提供せず、報告をしない場合、すべての認証製品(フェアトレードとして包装されたすべての果物)は、どのように販売されたかに関わらず、生産者にフェアトレードとして支払をする必要がある。 | フェアトレード認証製品として販売されたものについて、支払いが行われていない。 | | フェアトレード認証製品として販売されたものについて、生産者にフェアトレードとして支払をしている。 | | |
| Coffee 4.3.3 | 4.3.0.19 | ペイヤー | Coffee | | Core | (支払者、コンペイヤー)(コーヒー)(後決め価格契約に適用)売り手が収穫時期が始まる前に価格を決定したい場合、買い手との合意のもと価格は定められる。買い手と売り手、双方で、リスク管理についても合意していること。相互の合意事項やリスク管理対応の詳細はあらかじめ文書で確認されていること。 | 価格が売り手によって決定される後決め価格契約で、収穫期前に価格が決定される場合、買い手との合意が無い、かつ、リスク管理についても合意していない。 | | 価格が売り手によって決定される後決め価格契約で、収穫期前に価格が決定される場合、買い手との書面での合意がなされている、かつ、リスク管理についても合意がなされている。 | | |
| Coffee 4.3.4 | 4.3.0.20 | ペイヤー | Coffee | | Core | (支払者、コンペイヤー)(コーヒー)ジャン決め価格契約の場合、価格は一収穫期間より長い間固定されてはならない。 | 価格が、一収穫期間より長い間固定されている。 | | 価格が、一収穫期間のみ固定されている。 | | 価格が、1回の売買契約分のみ固定されている。 |
| Coffee 4.3.9 | 4.3.0.21 | ペイヤー | Coffee | | Core | (支払者、コンペイヤー)(コーヒー)フェアトレードプレミアムは、製品の価格("C"価格に価格差を追加あるいは差し引いた価格、またはフェアトレード最低価格のいずれかの高い方)に加えて支払われている。フェアトレードプレミアムの量は、価格差に取り込まれるものではない。 | 製品の価格に上乗せしてプレミアムが支払われていない。 | | フェアトレードプレミアム、オーガニック(該当する場合)の追加価格が明確に製品代金と区別され、製品代金に上乗せして支払われている。 | | プレミアム、オーガニック(該当する場合)の追加価格が、売買契約に以下のように明確に区別されている: 市場価格またはフェアトレード最低価格(どちらが高額な方)+フェアトレードプレミアム+オーガニック(該当する場合) |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---|----------|-----------------|--------------|---|---------------|--|--|---|--|--|---|
| Tea 2.1.4 HL | 4.3.0.22 | ベイヤー | Tea | | Core | (支払者、コンペイヤー) (茶) (カメリアのコンベンショナルの茶で CTC生産されたもの、HL茶園から調達された、オーソドックス製法でできたダストやファニングにのみ適用) サステナブルマージンが生産者から別々に請求された場合、認証事業者は、フェアトレードプレミアムの支払いを二つに分割すること (80%をフェアトレードプレミアム委員会に、20%をフェアトレードのサステナビリティマージンとして茶園に払うこと) また、この分割について明確に書類に示すこと。 | 生産者から分割した請求書を受領しているにもかかわらず、プレミアムの支払いが分割されていない。 | プレミアムの支払いについて、一部の状況においてのみ、80%をフェアトレードプレミアム委員会に、20%をフェアトレードのサステナビリティマージンとして茶園に払っている。また、この分割について、明確に書類に示されていない。 | プレミアムの支払いについて、80%をフェアトレードプレミアム委員会に、20%をフェアトレードのサステナビリティマージンとして茶園に払っている。また、この分割について、明確に書類に示されている。 | | |
| Sports Balls 5.5.3 | 4.3.0.23 | ベイヤー | Sports Balls | | Core | (支払者) (スポーツボール) 認証事業者は、生産者からの請求があれば、Compliance Costs Compensation (適合のための経費の補填) として製品交渉価格の5%を上限に追加料金を支払うこと。 | 生産者から Compliance Costs Compensation (適合のための経費の補填) の要求があるにもかかわらず、追加料金が支払われていない。 | | Compliance Costs Compensation (適合のための経費の補填) として、製品交渉価格の5%を上限に追加料金が支払われている。 | | |
| Fresh fruits (SPO) 4.3.3; Fresh Fruit (HL) 5.4.10 | 4.3.0.26 | ベイヤー | Fresh Fruits | | Core | (支払者) (生鮮果物) 生産者が同意する場合、各月の末日から15日以内にカレンダー月の支払いを行うこと。 | 生産者と合意された書面がない。 | 生産者との合意された書面はあるが、商品代金とプレミアムの支払いが、月末より15日以内になされていない。 | 生産者との合意された書面があり、商品代金とプレミアムの支払いは、月末より15日以内になされている。 | | |
| 4.4 Access to | | | | | | ファイナンスへのアクセス | | | | | |
| 4.4.1 | 4.4.0.01 | ベイヤー | All | Sugar, Sports Balls, Fresh Fruit, Fresh Vegetables from HL, Flowers, Plants | Major | (生産者からの最初の購入者) (さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生産果物、生産野菜 (HL)、花と植物には適用しない) 認証事業者は、フェアトレード契約の支払いに関し前払いを提供すること。または、第三者機関を通してなされるようにアレンジすること。これは、生産者組織がメンバーから購入できることを可能にするためである。 しかし、以下の場合、本要求事項に従わなくてもよい —ハイリスクが証明されている (例: 契約の不履行のリスク、不払いのリスク、重要な品質問題のリスク) —生産者がこの前払いを検証可能な方法で辞退している —認証事業者が業務を行っている国において法的に認められていない | 前払いがされていない、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされていない。 | 前払いがされている、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされている。しかし、前払いの価格が、生産者組織が要求したものと低い。 | 前払いがされている、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされている。かつ、前払いの価格が、国際フェアトレード基準に基づいている。 | すべてのフェアトレード取引において、前払いが積極的にされている、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされている。かつ、前払いの価格が、国際フェアトレード基準に基づいている。 | フェアトレード取引ごとに、前払いが積極的にされている、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされている。かつ、前払いの価格が、契約で定められたフェアトレード基準に基づいている。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--|----------|-----------------|--------------|---|---------------|---|---------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------|--------|---|
| 4.4.1 | 4.4.0.02 | ペイヤー | All | Sugar, Sports Balls, Fresh Fruit, Fresh Vegetables from HL, Flowers, Plants | Major | (生産者からの最初の購入者)(さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜(HL)、花と植物には適用しない) 認証事業者は、生産者に、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけてはイケない。例えば、生産者が前払いの申し出を辞退する事を、契約を締結する条件にしてはならない。 | 生産者が、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がある。 | | 生産者が、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がない。 | | |
| 4.4.2 | 4.4.0.03 | ペイヤー | All | Sugar, Sports Balls, Fresh Fruit, Fresh Vegetables from HL, Flowers, Plants | Core | (生産者からの最初の購入者)(さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜(HL)、花と植物には適用しない) 認証事業者が、直接前払いを行う場合、その認証事業者と生産者は、次の事項について書面により合意すること。 — 産品別基準にて定められた前払いの額(最低でも契約価格の60%、SPOから購入した生鮮野菜の場合は最低40%以上) — 産品別基準に沿った前払いの期間 — 金利の負担(該当する場合) — その他の負担(該当する場合) — 品質問題又は製品の未出荷の場合の結果 | 前払いについて、書面による合意が無い。 | 前払いについて、書面による合意があるが、不備がある。 | 前払いについて、書面による合意がある。 | | 前払いについて、完全な書面による合意がある。かつ、現地の資金業者よりも良い条件である。または、前払いが産品基準のベストプラクティスガイドラインに沿って提供された。 |
| 4.4.2 and Product standard clauses on Prefinance | 4.4.0.04 | ペイヤー | All | Sugar, Sports Balls, Fresh Fruit, Fresh Vegetables from HL, Flowers, Plants | Core | (生産者からの最初の購入者)(さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜(HL)、花と植物には適用しない) 前払いは、実際に入手できるようになっていること。また、生産者になるべく早く届けられること。以下の産品については、遅くとも、 — (コーヒー) 製品出荷の8週間前まで — (豆類、蜂蜜、カカオ、ナッツ、シリアル、加工果物と野菜、繊維、ハーブとハーブティー、オイルシードと油性果物、さとうきび、茶、わいん用のぶどう) 製品出荷6週間前 — (ドライフルーツの未決済契約の場合) 四半期、あるいは月の初めの2週間前 | 前払いが、規定された期間よりも遅くに払われている。 | | 前払いが、規定された期間内に払われている。 | | 前払いが、契約書に署名をしたすぐ後に支払われている(規定された期間内)。または、または、前払いが産品基準のベストプラクティスガイドラインに沿って提供された。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--|----------|-----------------|---|---|---------------|--|---|---|--|--|---|
| 4.4.3 | 4.4.0.05 | バイヤー | All | Sugar, Sports Balls, Fresh Fruit, Fresh Vegetables from HL, Flowers, Plants | Core | (生産者からの最初の購入者)(さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜(HL)、花と植物には適用しない) 生産者からの購買者が第三者の貸し手を経由して前払いのサポートをする場合、購買者は効率的なサポートを達成するために以下に示すような必要な行動をすべて行うこと: - 生産者のために貸し手に身元保証を行う - フェアトレードの契約が有効で、その契約が生産者に前払いを提供することの担保として使用可能であることを裏付ける - どのように契約の支払いがなされるか(生産者か、第三者の貸し手のいずれか)生産者と合意する | 効率的なサポートを達成するための行動が、なにも取られていない。 | 効率的なサポートを達成するための行動が取られたが、不適切である。 | 効率的なサポートを達成するための行動がすべて取られた。 | 効率的なサポートを達成するための行動がすべて取られた。かつ、購買者、生産者組織、第三の資金業者との三者間の間に書面での合意がある。 | 効率的なサポートを達成するための行動がすべて取られた。かつ、購買者、生産者組織、第三の資金業者との三者間の間に書面での合意がある。さらに、合意書には三者の署名がされている。 |
| 4.4.4 | 4.4.0.09 | バイヤー | Banana, Cereals, Cocoa, Coffee, Cotton, Dried Fruit, Dried Vegetables, Fruit Juice, Gold & Precious Metals, | | VBP | (生産者からの最初の購入者)(さとうきび糖、スポーツボール、野菜(根菜を含むが、豆類は除外)、ワイン用ぶどうを除く生産果物、生鮮野菜(HL)、花と植物には適用しない) 金利ゼロの前払いを提供するか、あるいはそのサポートをする。 | 前払いは市場の金利、またはそれより高い金利で提供された。 | 先払いは市場価格より低い、ゼロよりは高い金利で提供された。 | 先払いは金利ゼロで提供された。 | | |
| 4.4.5 | 4.4.0.10 | バイヤー、製造・卸 | ALL | | VBP | すべての認証事業者は、直接又は第三者機関を通じて、(契約上の前払いではない季節的、収穫又は現物支給又は他のタイプの)信用取引(クレジット)か、あるいは生産者の資金の必要性に応えるための投資のための貸付(ローン)へのアクセスを、以下の条件において提供するかサポートをする。 - 生産者によって資金の必要性が定められなくてはならない - 生産者と合意し、クレジットやローンの支払い条件(金額、期限、返済の1回目、金利負担を含む)に関し、透明性のある書類を作成する | 信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされていない。 | 信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされている。しかし、規定や条件が不透明である。 | 信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされている。かつ、規定や条件が透明性を持ち、書面により合意している。 | | 信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされている。かつ、規定や条件が透明性を持ち、書面により合意している。さらに、規定や条件が、現地の資金業者より良い。 |
| 4.5 Sourcing and market information for planning | | | | | | 調達計画と市場情報 | | | | | |
| 4.5.1 | 4.5.0.01 | バイヤー | ALL | | Core | (支払者、コンバイヤー)(スポーツボールを除く) 認証事業者は、購入を計画している各々の生産者へ調達計画、または、最低でも現実的な市場の見通しを提示すること。 | 調達計画を提示していない。 | 調達計画が提示されている。しかし、一部の生産者組織のみに提示された、もしくは口頭で伝えられたのみである。 | すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。 | すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された購入量の50%以上に、拘束力のあるコミットメントを含んでいる。 | すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された調達量の75%以上に、拘束力のあるコミットメントを含んでいる。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--|----------|-----------------|--|----------------------|---------------|---|--------------------------------------|--------|--|--|---------------------------------------|
| Product Standards 4.1.1, Honey 4.3.1 Cereal 4.4.1 | 4.5.0.02 | ペイヤー | Sugar, Cereals, Coffee, Cotton, Fruit juice, Gold & Precious Metals, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Pulses, Wine | | Core | (支払者、コンペイヤー)(さとうきび糖、コーヒー、フルーツジュース、ハーブティー&香辛料、ハチミツ、ナッツ、オイルシードと油脂果実、穀類、繊維、豆類、ワイン用ぶどう、金)最低でも12カ月間に及ぶ調達計画が存在すること(年間生産/収穫/季節)。 | 調達計画で示されている期間が、12カ月以下である。 | | 調達計画が12カ月に及ぶ。 | | 調達計画が12カ月以上に及ぶ。 |
| Product Standards on sourcing Plans | 4.5.0.03 | ペイヤー | Sugar, Cereals, Coffee, Cotton, Dried Druit, Dried Vegetables, Flowers, Plants, Fruit Juice, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Pulses, Wine grapes | | Core | (支払者、コンペイヤー)(さとう、コーヒー、ドライフルーツ、乾燥野菜、フルーツジュース、ハーブ、ハーブティーと香辛料、蜂蜜、ナッツ、オイルシードと油性果物、シリアル、豆類、花と植物、ワイン用ぶどう、加工果物と加工野菜(乾燥バナナ))調達計画は、以前の調達計画の有効期限の最低でも3ヶ月前に、更新されていること。 | 調達計画が、前回の調達計画有効期限の3ヶ月前より後に更新されている。 | | 調達計画は、遅くとも、前回の調達計画有効期限の3ヶ月前に、更新されている。 | 調達計画は、前回の調達計画が期限切れになる3ヶ月前より早くに更新されている。 | 調達計画は、1年を通して、または収穫時期を通して、定期的に更新されている。 |
| Fresh Fruit, Tea, Vegetables 4.1.1 | 4.5.0.04 | ペイヤー | Tea | | Core | (支払者、コンペイヤー)(茶)最低でも3ヶ月間の調達計画が存在すること。 | 調達計画の期間は、3ヶ月以下である。 | | 3カ月分の調達計画がある | | 3カ月以上の調達計画がある。 |
| Fresh Fruit, 4.1.1, Vegetables SPO 4.1.1, Vegetables HL 5.1.1 | 4.5.0.05 | ペイヤー | Fresh Vegetables | | Core | (支払者、コンペイヤー)(野菜) 認証事業者は、各季節ごとの(季節の野菜の場合)調達計画か、四半期ごとの(一年中収穫できる野菜の場合)調達計画を提示すること。 | いいえ | | はい | | |
| Fresh Fruit, Vegetables SPO 4.1.1, Vegitable HL 5.1.1, Tea 4.1.1 | 4.5.0.06 | ペイヤー | Tea, Fresh Vegetables | | Core | (支払者、コンペイヤー)(茶、根菜を含む野菜(SPO)) 調達計画は、以前の調達計画の有効期限の最低でも2週間前に、更新されていること。 | 調達計画が、前回の調達計画の有効期限の、2週間前より後に更新されている。 | | 調達計画は、遅くとも、前回の調達計画の有効期限の2週間前に、更新されている。 | | 調達計画は、四半期を通して、定期的に更新されている。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--|----------|-----------------|---|----------------------|---------------|--|---|----------------------|--|--------|--------------------------------------|
| Prepared and Preserved Fruit & Vegetables (SPO) 4.1.1 & Prepared and | 4.5.0.07 | ベイヤー | Dried Fruit, Dried Vegetables, Dried Banana | | Core | (支払者、コンベイヤー)(ドライフルーツ、乾燥野菜、乾燥バナナ)調達計画は、双方の合意のもとで、特定の期間にわたるものであること。 | 調達計画が、双方の合意のもと決められた期間に及んでいない。 | | 調達計画が、双方の合意のもと決められた期間に及んでいる。 | | |
| Flowers and Plants 5.2.1; 5.3.1 | 4.5.0.08 | ベイヤー | Flowers, Plants | | Core | (支払者、コンベイヤー)(花および植物)下記について明確に示した、最低6カ月におよぶ調達計画があること。 - 合意された量 - 品質 - 価格 - フェアトレードプレミアム - 納品条件 | 書面の調達計画がない。 | 調達計画が及ぶ期間は、6カ月以下である。 | 調達計画が及ぶ期間は、6ヶ月である。 | | 調達計画が及ぶ期間は、6ヶ月以上である。 |
| Flowers 5.2.2, 5.2.3 | 4.5.0.09 | ベイヤー | Flowers | | Core | (支払者、コンベイヤー)(花および植物)認証事業者は、調達計画に記載された数量の50%(取引関係を結んで1年目)、または75%(2年目以降)が、フェアトレードとして購入されることを保証すること。あるいは、フェアトレード価格支払者がそれよりも少ない量を購入した場合で、これが顧客の注文が達成されていないことによる場合は、フェアトレード価格支払者はFLOCERTにこのことを文書で報告し、証拠を提示すること。 | 調達計画に記載された数量の50%(取引開始から1年目)、または75%(2年目以降)以下しか、フェアトレードとして購入されていない。かつ、FLOCERTにこのことを報告していない。 | | 調達計画に記載された数量の50%(取引開始から1年目)、または75%(2年目以降)が、フェアトレードとして購入されている。もしくは、(それが達成できていない場合には)FLOCERTに報告している。 | | 調達計画に記載された数量の100%を、フェアトレードとして購入している。 |
| Tea 5.2.1 | 4.5.0.13 | ベイヤー | Tea | | Core | (最初の買い手)(茶)(認証の茶が、オークションを通して販売される場合に適用)買い手は、四半期調達計画のもと、オークションで購入する旨を、生産者に知らせること。オークションから1週間以内に、買い手は、生産者に、フェアトレードに関するすべての支払いについて、包括的な報告すること。フェアトレードに関する全ての未払いの支払いは、四半期ごとになされること。 | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------------|----------|-----------------|---------------------------|----------------------|---------------|--|-------------------------------|---|--|--|--|
| 4.5.2 | 4.5.0.14 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | VBP | すべての認証事業者は、直近の供給者(サプライヤー)に対して、調達計画を提示すること。 | 直近の供給者(サプライヤー)に、調達計画を提示していない。 | 一部の直近の供給者(サプライヤー)にのみ、調達計画が提示されている、もしくは、口頭で伝えられただけである。 | すべての直近の供給者(サプライヤー)に、書面にて調達計画が提示されている。 | すべての直近の供給者(サプライヤー)に、書面にて調達計画が提示されている。かつ、調達計画で示された調達量の50%以上に、拘束力のある約束を含む。 | すべての直近のサプライヤーに、書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された調達量の75%以上に、拘束力のある約束を含む。 |
| 4.5.3 | 4.5.0.15 | ベイヤー, 製造・卸 | ALL | | VBP | 認証事業者は、生産者に、関係する市場情報を定期的に提供すること。これにより生産者は市場の状況がよりよく理解でき、情報に基づく取引の決断をすることができる。 | 生産者に、関係する市場情報を提供していない。 | 生産者に、関係する市場情報を提供している。しかし、口頭で伝えるだけで(例:電話での会話)、定期的に提供していない。 | 一部の生産者に、関係する市場情報を書面で提供している。かつ、それは定期的に行われている(最低でも年に一回/収穫時期に一回)。 | すべての生産者に、関係する市場情報を書面で提供している。かつ、それは定期的に行われている(最低でも年に一回/収穫時期に一回)。 | すべての生産者に、関係する市場情報を書面で提供している。かつ、それは最低でも年に二回/収穫時期に二回行われている。 |
| Tea 1.1.1-1.1.3 | 4.5.0.16 | ベイヤー | Tea (Retro Certification) | | Core | (支払者)(茶)(レトロ認証の場合適用) 認証事業者は、レトロ認証茶をフェアトレード認証茶にしたい意思を、販売前に事前にFLOCERTに書面にて通知すること。 | いいえ | | はい | | |
| Tea 1.1.1-1.1.3 | 4.5.0.17 | ベイヤー | Tea (Retro Certification) | | Core | (支払者)(茶)(レトロ認証の場合適用) レトロ認証のもと、フェアトレードプレミアムとフェアトレード価格の調整額の支払いがなされていること。 | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------------|----------|-----------------|---------------------------|----------------------|---------------|--|---|--------|---|--------|--------|
| Tea 1.1.1-1.1.3 | 4.5.0.18 | ペイヤー | Tea (Retro Certification) | | Core | (支払者)(茶)(レトロ認証の場合適用) 茶をレトロ認証を適用する前に、認証事業者は、署名及びコード化されたレトロ認証事前通知書を、茶生産者組織に送ること。 それらは以下の項目を含むこと: - 原本の送り状と契約書のコピー - 買い手の組織名及びFLO ID - 生産者の組織名及びFLO ID - 年及び売買番号 - レトロ認証される茶の数量 - 支払われるべきプレミアムの額 - 価格調整(適用される最低フェアトレード額より低い額が支払われた場合適用) - 生産者がレトロ認証事前通知書に署名した日付をもって、買い手は茶をフェアトレード茶に転換することができる | レトロ認証事前通知書に不備がある。もしくは、レトロ認証事前通知書に双方の署名がされる前に茶をフェアトレード認証にした。もしくは、レトロ認証事前通知書のコピーを、retro.tea@fairtrade.netに5日(就業日)以内に送っていない。 | | レトロ認証事前通知書が完全である。かつ、レトロ認証事前通知書に双方の署名がされたあとに茶をフェアトレード認証にした。さらに、レトロ認証事前通知書のコピーを、retro.tea@fairtrade.netに5日(就業日)以内に送りたい。 | | |
| Tea 1.1.1-1.1.3 | 4.5.0.19 | ペイヤー | Tea (Retro Certification) | | Core | (支払者)(茶)(レトロ認証の場合適用) 認証事業者は、署名されたレトロ認証事前通知書のコピーを、retro.tea@fairtrade.netに署名日から5営業日以内に送ること。 | いいえ | | はい | | |
| Tea 1.1.1-1.1.3 | 4.5.0.20 | ペイヤー | Tea (Retro Certification) | | Core | (支払者)(茶)(レトロ認証の場合適用) アフリカのCTC茶に対して、認証事業者は、非認証原料として購入した茶のうち、請求書の日付から遡って3か月以内は、購入した量の最大30%までをレトロ認証製品(原料)として販売できる。 | 購入した量のうち30%以上をレトロ認証にした。もしくは、請求書の日付から遡って3か月以上たった後にレトロ認証にした。 | | 購入した量のうち最大30%をレトロ認証にした。また、請求書の日付から遡って3か月以内にレトロ認証にした。 | | |
| Tea 1.1.1-1.1.3 | 4.5.0.21 | ペイヤー | Tea (Retro Certification) | | Core | (支払者)(茶)(レトロ認証の場合適用) オーソドックス製法およびアフリカのCTC以外の茶については、認証事業者は非認証原料として購入した茶のうち、請求書の日付から遡って6か月以内に限り、購入した量の最大100%までを認証製品(原料)として販売できる。 | 請求書の日付から遡って6か月以上経ったあとに、レトロ認証にした。 | | 請求書の日付から遡って6か月以内に、レトロ認証にした。 | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------------|----------|-----------------|---------------------------|----------------------|---------------|--|---------------------------------|--------|----------------------------------|--------|--------|
| Tea 1.1.1-1.1.3 | 4.5.0.22 | ベイヤー | Tea | | Core | (支払者、コンベイヤー)(茶) 認証事業者がコンベイヤーを介して茶を購入した場合、次のいずれかを実施する。 i) 通常のレトロ認証の手順に基づいて申請し、生産者に直接追加の価格やプレミアムを支払うということについて、コンベイヤーと合意を得る ii) コンベイヤーが生産者の承認を得て、レトロ認証事前通知書を手配し、レトロ認証の手続きを申請することが確実にできるよう、認証事業者とコンベイヤーで合意する | フェアトレード支払者とコンベイヤーの間に書面による合意が無い。 | | フェアトレード支払者とコンベイヤーの間に、書面による合意がある。 | | |
| Sugar 4.1.2 | 4.5.0.24 | ベイヤー | Tea (Retro Certification) | | Core | (Payer) (Cane sugar) (Applicable in case of retro-certification) You have received written confirmation from the seller that Fairtrade eligible sugar is available prior to retro-certifying volumes in question. | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|----------------------|----------|-----------------|------------------|----------------------|---------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| Fibre crops 4.1.2 | 4.5.0.29 | ベイヤー | Cotton | | Core | <p>(支払者)(コットン)</p> <p>認証事業者が、シードコットンを認証のものとして購入する場合、または、フェアトレード認証製品として売場合は、以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> - シードコットンはフェアトレードのものとして生産されていること - 買い手は、販売から15日以内に供給生産者(SPOかPEB)に報告すること - 買い手は、各供給生産者に、フェアトレードとして売ったシードコットンの量、価格調整(該当する場合、市場価格とフェアトレード価格の差異)、フェアトレードプレミアムの支払い期日を報告すること - 認証事業者は、コットンの産品別基準4.3.4項に従ってプレミアムと調整された製品価格を生産者に支払っていること。 - 認証事業者が、特定の割合のシードコットンをフェアトレードとして販売している場合、プレミアムと価格の調整額(該当する場合のみ)の支払い額は、各生産者から購入した量に応じて計算されること。 - 二番めの購入者が、特定の生産者のコットンを要求した場合、フェアトレード価格とプレミアムはその生産者へ支払われること。 | いいえ | | はい | | |
| FLOCERT Requirement | 4.5.0.30 | ベイヤー | Cocoa from Ghana | | Core | <p>認証事業者は、書面にて認証カカオ豆をガーナのCOCOBODから調達する意思があることを認証機関に通知していなければならない。</p> | No | | Yes | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---------------------|----------|-----------------|------------------|----------------------|---------------|---|--|--|--|--------|--------|
| FLOCERT Requirement | 4.5.0.31 | ペイヤー | Cocoa from Ghana | | Core | <p>(支払者) (ガーナ産カカオ) 認証事業者は、Memorandum of Understanding/COCOBODを通して供給している生産者組織と、認証原料に関する売買契約/覚書に署名すること。契約または覚書は、産業の規則に従い、最低の内容について明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 合意された量 - 品質規格 - 価格の要求事項に従って確定した価格 - 支払うべきフェアトレードプレミアムの合計(価格とは別に示されていること) - 誰がフェアトレード価格とフェアトレードプレミアムを支払う責任をもつか - 透明でかつ追跡可能な支払形式 - 価格とプレミアムの支払いが、フェアトレード価格テーブルで決められている通貨と異なる通貨で支払われる場合、使用される為替レートの日付 - (該当する場合)前払いの条件と額 - 品質問題が発生した場合の手順 - 国際通商条件(Incoterms)を使用する際の納品条件 - 産品別基準に沿った支払い条件 - 「不可抗力条項」の定義又は言及 - 裁判権適用に関する合意 - その他の紛争を解決するための解決の方法 <p>双方の契約当事者は、同等の契約終了の権利をもつこと。 -参照された価格とフェアトレード最低価格の差額を支払うこと(該当する場合)</p> | いいえ | | はい | | |
| FLOCERT Requirement | 4.5.0.32 | ペイヤー | Sugar | | Core | <p>(支払者、コンペイヤー) (さとうきび糖) (レトロ認証の場合適用) フェアトレード支払者や輸出業者が、製品の生産元を確認できるように根拠書類を保持していれば、副次的な製品や派生品は、レトロ認証できる。</p> | 製品の生産元を確認できるように根拠書類を保持していないにも関わらず、副次的な製品や派生品がレトロ認証されている。 | | 製品の生産元を確認できるように根拠書類を保持しており、副次的な製品や派生品がレトロ認証されている。 | | |
| Cocoa 4.5.1 | 4.5.0.35 | ペイヤー | Cocoa | | Core | <p>(Applicable from 1 October 2017) (Cocoa) (Payer, conveyor) You provide sourcing plans to the producers that</p> <ul style="list-style-type: none"> - cover each harvest - are provided at a minimum one month in advance of the cocoa trading season and - are renewed at least annually. | No sourcing plans are provided. | Sourcing plans but they are not in line with the requirements. | Sourcing plans are provided in line with the requirements. | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|---|----------|-----------------|------------------------|----------------------|---------------|---|---|--|--|--------|---|
| Fresh fruit (SPO) 4.5.15 | 4.5.0.36 | ベイヤー、製造・卸 | Fresh Fruit, Banana | | Core | (輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用される場合) 輸入者は、認証ラベルの貼付されていない生鮮果物に対してのみレトロ認証が適用され、レトロ認証された生鮮果物はライセンスに代わって認証事業者によって認証ラベルが貼付されることを確認すること。 | いいえ | | はい | | |
| Fresh fruit (SPO) 4.5.16 & 5.5.16 (HL) | 4.5.0.37 | ベイヤー、製造・卸 | Fresh Fruit, Banana | | Core | (輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用される場合) 輸入者は、レトロ認証の取引後5営業日以内に生産者、輸出組織(該当する場合)にレトロ認証の適用を通知すること。 | 生産者、輸出組織に情報が通知されていない。 | 情報は通知されたが、5営業日以内ではない、または(かつ)、輸出組織から書面で確認書を受領していない。 | 情報が5日営業日以内に通知され、かつ輸出組織から書面で確認書を受領している。 | | |
| Fresh fruit (SPO) 4.5.15/16 & 5.5.16 (HL) | 4.5.0.38 | ベイヤー、製造・卸 | Fresh Fruit, Banana | | Core | (輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用される場合) 認証事業者は フェアトレード プレミアムとフェアトレード価格の調整額を生産者または輸出組織に支払うこと。生産者からの最初のバイヤーでなければ、輸出組織がレトロ認証果物の追加価格とプレミアムをベイヤーに代わって送金する責任があることを確認する、輸出業者からの書面があること。 | 商品代金、プレミアムの調整額が支払われていない、または輸出組織が生産差へ調整額を送金する責任を負うことを確認できる書面がない。 | 商品代金とプレミアムの調整額が支払われていたが、金額が正しくない。 | 商品代金とプレミアムの調整額が正しく支払われていた。または、輸出組織が生産差へ調整額を送金する責任を負うことを確認できる書面がある。 | | ランク3に加え、輸出組織によって調整額の支払いがなされたことを示す証拠書類がある。 |
| Fresh fruit (SPO) 4.5.17 & 5.5.17 (HL) | 4.5.0.39 | ベイヤー、製造・卸 | Fresh Fruit, Banana | | Core | (輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用される場合) レトロ認証の取引をする際には、以下の記録を残すこと。 - 生産者組織から生鮮果物を購入した日 - 取引の特定 - コンテナ・積み荷情報 - 売り手と買い手の特定 - レトロ認証を適用する生鮮果物の量 - プレミアム金額 - 商品代金の調整額(該当する場合) - 生産者へ調整額を支払う/送金する責任者 | 記録がない | すべての項目に関する記録がない。 | 完全な記録がある。 | | |
| 4.6 Sharing risks | | | | | | | | | | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--|----------|-----------------|---------------------|----------------------|---------------|--|---|--------|--|--------|---|
| 4.6.1 | 4.6.0.01 | ベイヤー | ALL | | Core | (生産者からの最初の購入者) 品質に関するクレームは、すべての詳細を書面に記すこと。そして、判明次第できるだけすみやかに生産者と連絡をとること。 | 品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記していない。もしくは、判明した後すぐに生産者と連絡をとっていない。 | | 品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記している。さらに、判明次第できるだけすみやかに生産者に連絡している。 | | 品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記録している。さらに、判明次第できるだけすみやかに生産者に連絡している。かつ、生産者の責任を越える範囲で発生した品質問題は、品質の苦情を出さない。さらに、その品質問題について、生産者は責任を負わない。 |
| 4.6.1 | 4.6.0.02 | ベイヤー | ALL | | Core | (生産者からの最初の購入者)生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出してはいけない。 | 生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出している。 | | 生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出していない。 | | |
| Fresh Fruits (SPO) 4.5.2, 4.5.3, 4.5.4 | 4.6.0.03 | ベイヤー、製造・卸 | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームを発行した場合のみ適用) 輸送された生鮮果物が合意された品質基準を満たしていない場合、品質に対するクレームは、以下のいずれかでなされること: ・(輸入者)仕向港でリリースされてから2営業日以内 ・(熟成者)果物の領収書を受け取ってから8営業日以内。ただし、仕向港に果物が到着してから15日まで。 ・(輸入組織や他の認証事業者から購入するトレーダー)生鮮果物を受け取ってから2営業日以内、ただし仕向港に生鮮果物が到着してから30日(カレンダー)まで。 | いいえ | | はい | | |
| Fresh Fruits 4.5.5 | 4.6.0.04 | ベイヤー、製造・卸 | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームを受領した場合のみ適用) 品質のクレームに関しあたる組織が責任をとる組織に該当しない場合、またはあたる組織で品質クレームを取り扱わない場合、36時間以内に関連するサプライチェーンの組織に品質クレームを伝達すること。(週末と公休日は除く) | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--|----------|-----------------|---------------------|----------------------|---------------|---|--|---------------------------|--|--------|--------|
| Fresh Fruits (SOP) 4.5.8 & | 4.6.0.05 | バイヤー、製造・卸 | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームをした場合にのみ適用) 売り手が品質クレームを受領した後5日以内に、カウンター品質検査を実施すること。 | いいえ | | はい | | |
| 4.5.1 (SPO) & 5.5.1 (HL) | 4.6.0.06 | バイヤー、製造・卸 | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームをした場合にのみ適用) 品質に関するクレームは、最低以下の情報を含んでいること: ・輸送に関する詳細なデータ(積み荷の日付、船の名前、フェアトレード認証製品の総量(ボックス数、重量)、仕向港、あればコンテナを特定する情報) ・欠陥を写した写真、影響のあったパレットのすべてのコード、品質問題(1つのパレット、コンテナにつき何箱のボックスが影響を受けたのか等)の説明 | いいえ | | はい | | |
| Fresh Fruits (SPO) 4.5.7 & (HL) 5.5.7 | 4.6.0.07 | バイヤー、製造・卸 | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームを受領した場合のみ適用) 生鮮果物の返品(辞退)を承諾しない場合、認可された測定士によるカウンター検査を手配することを、品質クレームを受けた後2営業日以内に書面で買い手(または ripener)に通知すること。バイヤーと特定の合意がない場合には、カウンター検査の費用はクレームを受領した認証事業者が支払うこと。 | バイヤーに通知されない。 | バイヤーに通知されたが、2営業日以内ではなかった。 | バイヤーに2営業日以内に通知されている。 | | |
| Fresh Fruits (SPO) 4.5.10 & Fresh Fruits (HL) 5.5.10 | 4.6.0.08 | バイヤー、製造・卸 | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナを含む)(支払者)(輸入組織) (shortfalls in ordersのため、積み荷の一部がフェアトレードとして販売できない場合に適用) 積み荷重量の最大10%を超えて非フェアトレード条件を適用してはけない。 | 各出荷量の10%を超えて非フェアトレード条件を適用している、またはshortfalls in ordersが原因で、非フェアトレード条件が適用されたことが判断できない。 | | shortfalls in ordersを理由に、各出荷量の最大10%を上限として非フェアトレード条件を適用しており、この割合を超えるshortfallsに対する任意の財政上の損失を想定している。 | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--|----------|-----------------|---------------------|----------------------|---------------|---|--|-----------------------------------|---|--------|--|
| Fresh Fruits 4.5.11 & Fresh Fruits (HL) 5.5.11 | 4.6.0.09 | ベイヤー, 製造・卸 | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナ)(支払者)(輸入組織) (Shortfalls in orders, または品質問題があった場合のみ適用する) Shortfalls in sales, または品質クレームのために、非認証フルーツとして販売する場合、すべての取引の書類には「non-Fairtrade」(非フェアトレード認証)として取り扱われたことがわかるように記載すること。「フェアトレード」の参照が書類から削除できない場合 には、製品が非認証条件で販売されたことを文書で残すこと。 | フェアトレードの参照が削除されておらず、生鮮果物はフェアトレード条件で販売されていた。 | | フェアトレードの参照がすべての書類から削除されている。または、非認証条件として販売されたことを示す免責文書 (disclaimer) がある。 | | |
| Fresh Fruits 4.5.11 | 4.6.0.10 | ベイヤー | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナを含む)(支払者)(輸入組織) 非フェアトレード条件で購入された認証ラベルが貼付された果物、つまりShortfallsなどの理由で 非認証果物として変更された果物は、認証果物を取り扱っている顧客に販売しないこと。(例: 小売業者など) | いいえ | | はい | | |
| Honey 4.4.1 | 4.6.0.11 | ベイヤー, 製造・卸 | Honey | | VBP | (はちみつ)気候変動に関連するリスクを軽減させるためのサポートを生産者に行っている。 | 気候変動に関するリスクを軽減させるサポートを行っていない。 | 不定期なサポートを行っているが、リスクを緩和するには不十分である。 | ある程度の気候変動に関するリスクを軽減させるサポートが実施された。 | | 気候変動に関するリスクを軽減させる定期的なサポートが実施されている、またトレーニングや他のサポートが記録されている。 |
| Fresh Fruits (SPO)4.5.6&(HL)5.5.6 | 4.6.0.12 | ベイヤー, 製造・卸 | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナを含む)(生産者への品質クレームを発行した場合に適用する) 生産者が品質問題の責任をとることを承諾した場合、認証事業者は以下のコストのみを請求すること。 ・果物とパッケージ (FOBプライス) の代金 ・輸送費 (仕向港まで) ・輸送する際にすでに支払われた輸入にかかる税 請求されるコストは、透明性を証明できなければならず、為替レートは原産国で船積みした日のレートが適用される。 | 生産者への請求金額の透明性を示す証拠がない、または(かつ)、生産者から品質の問題を承諾したという証拠がない。 | | 生産者によって品質クレームが承諾された証拠があり、請求金額の透明性を示す証拠がある。 | | |
| Fresh Fruits (SPO) 4.5.9 Fresh | 4.6.0.13 | ベイヤー, 製造・卸 | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームが生じた場合に適用) 生鮮果物の品質に関する任意の紛争を和解する究極の根拠として、認定をうけた独立性のある測量師による検査結果を受けれること。 | いいえ | | はい | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--|----------|-----------------|---------------------|----------------------|---------------|--|--|---|---|---|--|
| Fresh Fruits (SPO) 4.5.13 & 5.5.13 (HL) | 4.6.0.14 | ペイヤー、製造・卸 | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナを含む)(輸入組織)(Shortfalls や品質クレームが生じた場合のみ適用) 輸入組織は、生鮮果物が仕向港に到着してから6週間以内に生産者を含むサプライチェーンのすべての認証事業者に、理由(品質クレーム又は、Shortfalls)とともに、非認証果物として販売することを通知すること。 | サプライチェーンの認証事業者に連絡されていない。 | サプライチェーンの認証事業者には連絡されていたが仕向港に到着してから6週間以内ではなかった。 | 認証事業者には、理由とともにオンタイムで通知されていた。 | | |
| Fresh Fruits (SPO) 4.5.14 & 5.5.14 (HL) | 4.6.0.15 | ペイヤー | Banana, Fresh Fruit | | Core | (生鮮果物、バナナを含む)(ペイヤー)(非認証製品としての販売が生じた場合) 認証製品であった果物が非認証製品として販売されることがあった場合、仕向港に到着後6週間以内に都度認証機関に連絡をすること。品質クレームの場合は、生産者に請求する金額を含めて連絡すること。 | 認証機関に非認証製品としての販売実績があったことや、品質クレームの連絡がなされていない。 | | 認証機関に報告がなされて、クレームの内容が承認された。(品質クレームの場合) | | |
| 4.7 Capacity | | | | | | 能力強化 | | | | | |
| 4.7.1 | 4.7.0.01 | ペイヤー、製造・卸 | ALL | | VBP | 生産者または労働者のフェアトレード開発計画、もしくはプレミアム計画をサポートする。または、生産者もしくは労働者が決定した運用上の、生産の、または組織に関する能力強化の活動をサポートすること。 | 生産者または労働者のフェアトレード開発計画、もしくはプレミアム計画をサポートしていない。 | 不定期に/一度限りのフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、もしくは他のサポートを一部の生産者組織に行った。しかし、サポートの領域は、生産者/労働者が選んでいない。 | 不定期の/一度限りのフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、もしくは他のサポートを一部の生産者組織に行った。また、サポートの領域は、生産者/労働者が選んだ。 | 定期的なフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、もしくは他のサポートを一部の生産者組織に行った。また、サポートの領域は、生産者/労働者が選んだ。 | 定期的なフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、他のサポートをすべての生産者組織に行った。また、サポートの領域は、生産者/労働者が選んだ。 |
| 4.7.2 | 4.7.0.02 | ペイヤー、製造・卸 | ALL | | VBP | (供給者から調達する買い手と、生産者から直接調達する買い手どちらにも適用) 脆弱な生産者組織から、認証原料(製品)を調達すること。 | 脆弱な生産者組織から、認証原料(製品)を調達していない。 | 不定期に/一度限り、脆弱な生産者組織から認証原料(製品)を調達している。 | 定期的に、脆弱な生産者組織から、認証原料(製品)を調達している。 | 定期的に、1つ以上の脆弱な生産者組織から、認証原料(製品)を調達している。 | 定期的に、脆弱な生産者組織からのみ、認証原料(製品)を調達している。 |
| 4.7.3 | 4.7.0.03 | ペイヤー、製造・卸 | ALL | | VBP | 生産者のため、マーケットのつなぎ役として活動すること | マーケットのつなぎ役として活動していない。 | 不定期に/一度限り、マーケットのつなぎ役として活動している。 | 定期的にマーケットのつなぎ役として活動している。 | 1人以上の生産者のために、定期的にマーケットのつなぎ役として活動している。 | すべての生産者のために、定期的にマーケットのつなぎ役として活動している。 |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|--------------------|----------|--------------------|--------------|----------------------|---------------|--|--|-------------------------------|--|--------|---|
| Cocoa 4.1.2 | 4.7.0.04 | ペイヤー, 製造・卸 | Cocoa | | Core | (As of October 2017) (Cocoa) (Applicable if you provide a service (e.g. training) or support activity to the producers.) You agree in advance and in writing with the producer organisation on all terms and conditions (including fees) of the service provided. | No written agreement in place with the producers on the terms and conditions of the services provided. | | There is a written agreement on the terms and conditions of the service. | | |
| Cocoa 4.1.2 | 4.7.0.05 | ペイヤー, 製造・卸 | Cocoa | | Core | (As of October 2017) (Cocoa) (Applicable if you provide a service (e.g. training) or support activity to the producers.) You do not put pressure on producers to accept the services and the fee, nor do you make it a condition of purchase. | Producers are pressured to accept the offer. | | There is no pressure put on producers. | | |
| 4.8 Trading | | | | | | 誠実な取引 | | | | | |
| 4.8.1 | 4.8.0.01 | ペイヤー, 製造・卸, ライセンシー | ALL | | Major | 生産者または他のトレーダーの、競争する能力に明らかなダメージを与える不正な取引、もしくは、供給者が国際フェアトレード基準に適合することを困難にする取引条件を課すような行為に関与する兆候がない。 | トレーダーによる不正な取引が明らかである。 | 監査において、不正な取引の事例があることが明らかにされた。 | 不正な取引が行われたという明確な事実がない。 | | 不正な取引があったとい事実がない。かつ、不正取引の禁止が、企業の法令等遵守方針の重要項目として指定されている。 |
| Fibre crops 2.4 | 4.8.0.10 | ペイヤー, 製造・卸 | Cotton | | Core | (コットン) (ふあトレード調達制度 (FSI) の傘下でのみ動く紡績会社は適用しない) 認証業者と、それらの追加施設 (製造委託組織を含む) は、ILO条約を遵守していることを示す、有効な "Social Indicator" を持っていること。 <ul style="list-style-type: none"> - Hours of work [1919] - Forced Labour [1930] - Freedom to Association and Protection of the Right to Organize [1948] - Right to Organize and Collective Bargaining [1949] - Equal Remuneration [1951] - Abolition of Forced Labour [1957] - Discrimination (Employment and Occupation) [1958] - Minimum wage fixing [1970] - Minimum Age Convention [1973] - Occupational Safety and Health [1981] - Elimination of the Worst Forms of Child Labour [1999] | Social Indicatorがない。 | 有効な Social Indicatorがない。 | 有効な Social Indicatorがある。 | | |

| Reference | CC No. | Applicable for: | Product Type | Inapplicable Product | Criteria Type | FLOCERT Compliance Criteria version 8.15 | Rank 1 | Rank 2 | Rank 3 | Rank 4 | Rank 5 |
|-----------|----------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|---|--------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|--------|---|
| | 4.8.0.11 | ペイヤー、製造・卸 | Coffee | | Core | (コーヒー) (生豆の売買に適用)フェアトレード最低価格以下の価格で認証コーヒーを売買してはならない。 | フェアトレード最低価格以下で認証原料(製品)の売買が通常に行われている。 | フェアトレード最低価格以下で認証原料(製品)の売買がなされたことがあった。 | フェアトレード最低価格以下での認証原料(製品)の売買が確認されなかった | | ランク3に加え、フェアトレード最低価格以下で認証原料(製品)の売買を禁止する事が、認証事業者のコンプライアンスポリシーに不可欠な部分として取り決められている。 |